

令和4年9月第11回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年9月14日(水)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之  
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋  
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦  
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

- 吉川 裕三
- ① 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策等の運営体制の改善・充実について
  - ② 円高・原油高等による原料高騰における給食センターの運営について
  - ③ 町営住宅を始めとする本町における住宅政策について

④ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐワクチン接種の補助について

永野 栄一 ① 支障木の伐採費の補助拡大について  
② 急激な物価高対策について  
③ 交流人口拡大対策について

大石 教政 ① 町政課題について  
② 地域資源の活用について  
③ コロナ対応について  
④ 災害・防災対策について

岩本 誠生 ① 町長の政治姿勢と行政の継続性について  
② 安心・安全のまちづくりについて  
③ 福祉関係等について

開会 9:00

~~~~~

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。町長より昨日の一般質問における答弁の修正について申出がありますので、追加日程第1として、これを許可したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）では、異議なしと認め、追加日程第1として、答弁の修正を行います。

それでは、副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、昨日の答弁の修正をさせていただきたいと思っております。

まず、1番議員の澤田康雄議員の町道、県道の補修の対応についての質問であります。この質問の中で、瓜生野から冬の瀬間が大変傷んでいるところがあるというような質問をいただきました。

町といたしましては、地元とともに要望してきたところでありまして、具体的には、瓜生野から冬の瀬の間においては、2か所を地元と町が要望してきております。その2か所のうち、1か所は県本山土木事務所の尽力によりまして、現在補修が終了しております。もう1か所につきましても、県のほうが道路にマーキングをしておりまして、財源確保ができれば補修をしていただけるものではないかというふうに考えております。

続きまして、もう1点、4番議員、松繁美和議員のインボイス制度についての質問の中で、私のほうが、シルバー人材センターの今後の対応につきまして、事務局の事務費と会員の折半で対応することが決まっているかのような答弁になってしまいました。申し訳ございません。

現在シルバー人材センターでは、一つ目といたしまして、会員がインボイスの登録番号を申請する、免税業者を選択するという方法があるようであります。

このことにつきましては、シルバーの会員さんは大変高齢の方ということで、ルールに基づいた請求書の発行ができるであろうかということ、それからまた、請求書については、7年間保存しなければならないというようなルールもありまして、そのようなことを考えますと、免税業者を選択しなければならないということで会員の減少へつながるのではないかというような心配をされておるようであります。

続きまして、二つ目の対応といたしまして、会員に支払う配分金から消費税を引いて支払う。会員の方の今までの手取り分が下がるということになります。

このことについては、以前から全国連合会事務局のほうからは、会員の労働に対する配分金につきましては、その消費税は会員へ支払いなさいというようなこともありまして、それをすることが買ったときになるというような危惧をされておるということでもあります。

それと、三つ目といたしましては、昨日私が言いました事務局の事務費と会員の折半、この三つの方法から現在検討しておるということですので、修正させていただきたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（岩本誠生君）1番、4番、了解ですかね。

（「はい」の声あり）

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生君）それでは、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

9番、吉川裕三君の一般質問を許します。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）議長のお許しを得ましたので、9番、吉川裕三、一般質問を行わせていただきます。

今から20年前、平成14年9月17日に、当時の小泉純一郎内閣総理大臣の電撃訪朝により、金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長との会談が実現しました。そして、金正日国防委員長が長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、当時日本政府が確認していた拉致被害者13名のうち4名は生存、8名は死亡、1名は北朝鮮入境が確認できない旨を伝えました。また、日本側が調査を依頼していなかった蘇我ひとみさんについて拉致を認め、その生存を確認しました。その上で、関係者の処罰及び再発防止を約束すると同時に、家族の面会及び帰国への便宜を保証すると約束しました。これを機に、同年10月15日、5名の拉致被害者の帰国が実現しました。

本年令和4年は、上記の日朝首脳会談の開催、拉致被害者5名の帰国から20年目に当たり、この間、北朝鮮による拉致問題は進展することなく、ほかの拉致被害者の帰国は1人も実現していないのが現状でございます。この20年の歳月は、拉致被害者及びその家族が、その分高齢になることを意味しております。一昨年には横田滋さんが亡くなり、また昨年には飯塚繁雄さんが亡くなる等、次第に拉致被害者の親、兄弟の高齢化を意味しております。

先日、9月3日、日曜日におきまして、午前中には特定失踪者問題調査会の村尾事務局長を高知にお招きしまして拉致問題についての勉強会を行い、午後からは帯屋町商店街におきまして拉致被害者救出のための署名活動、JSRしおかぜという北朝鮮拉致被害者向け短波放送への募金活動を、私自身行いました。この20年間、進展しない拉致の問題を風化させることなく、国民一人一人の気持ちが高揚し、そして国民運動になることが拉致問題の解決につながると考えております。

それでは、質問に移らせていただきます。

生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実についてお伺いいたします。

2020年度の自立相談支援事業の新規受付は前年度比3.2倍、住居確保給付金の支援実績は約3.4倍となるなど、コロナ禍で生活困窮者自立支援制度の重要性が改めて認識されています。

その一方、自立支援相談支援事業の就労支援者数は増加傾向にあるものの、2020年度の就労・増収率は2019年度の61%から27%に低下しており、相談件数全体の急増に対する相談員数の人手不足も浮き彫りとなっています。

また、自営業者や外国籍の方等、これまで困窮者支援の窓口につながってこなかった新たな支援層が顕在化し、支援ニーズも多様化しています。生活困窮者や、その世帯を抱える課題は多種で複雑、複合的に絡み合っています。公的制度のはざまに陥ることなく誰もが安心して暮らせるよう、生活の基盤となる住まいの確保も含め、社会的セーフティネットの整備、拡充が求められています。

特に、中核を担う重要な制度である生活困窮者自立支援制度の財源を確保し、早期からアウトリーチによる包括的、伴走型の支援体制を確立、強化することが急務である。生活

の安定を損なうような様々な働く上での困難が生じた場合には、全ての人が健康で文化的な生活を送りながら自立と社会参加につなげることができるよう、最後のセーフティネットである生活保護制度も必要な時に躊躇せず申請でき、迅速に適用されることが重要であると考えます。

また、子どもの貧困に目を向けると、7人に1人が貧困状態にある。本来、大人が担うと想定されている家事や家族のケアを担うことによって、悩みを抱えたまま自身の生活や学業、就業に支障が生じている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題も昨今、指摘されております。生まれ育った家庭の経済状況や置かれた環境によって子どもの現在と将来が左右されないよう、ヤングケアラーを地域で把握し、支援につなげる仕組みづくりを進めるとともに、ひとり親家庭への総合的な支援等の強化が求められると考えます。

これらの問題は、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度等の単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別、機能別に整備された公的支援についても課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことが必要だと考えます。高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の制度について、本町では、本山町いきいきあんしん総合福祉計画2021を策定しております。

しかしながら、医療、福祉、介護、子ども・子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的、伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業の実施体制を整備する必要があると考えますが、本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）皆さん、おはようございます。

9番、吉川議員の一般質問についてお答えをいたします。

高齢化や人口減少などによりまして、地域や家族、職場等における繋がりや支え合いの機能が弱ってきているというふうに言われております。

こうした中、一方では、地域生活課題は一つの課題だけを見ていたのでは解決しない、いわゆる複合化、複雑化をしてきております。こうした課題の解決には、議員ご指摘のとおり、包括的な支援体制の構築が重要となります。

現在、本町では、令和5年度の包括的な支援体制の構築に向けて、令和3年度から重層的支援体制整備事業を進めております。自治会やご近所などの地域の皆様や関係各機関が連携し、相談支援や地域づくり、住民参加の支援を一体的に進め、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組んでまいります。

なお、詳細については、担当の方から説明をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）皆さん、おはようございます。

先ほどの吉川議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

町長も先ほど申し上げましたように、令和5年度に重層的支援体制整備事業への移行を

目指し、令和3年度からその準備を始めてまいりました。

来年度以降、特に、いきいきあんしん総合プランの全面的な改定の年にもなっております。特に地域福祉計画、地域福祉活動計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画等、6つの計画が来年度一斉に改定をされる年でもあり、重層的支援事業につきましては、この地域福祉計画の中でも盛り込まなければならない重要課題と位置づけられておりますので、健康福祉課、社会福祉協議会等を中心に、他機関とも連携を図って、この事業の体制整備に向けて、移行を目指して準備を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、ヤングケアラーを地域で把握し支援につなげる仕組みをつくる必要があると考えますが、その点、本町の考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）ヤングケアラーについてのご質問でございますが、お答えをいたします。

高知県でも、令和4年度から日本一の長寿県構想にヤングケアラーの支援の取組を施策として取り入れ、主担当課を決定したという新しい分野でございます。そして、支援者の養成も視野に入ってきたところでございますが、ヤングケアラー数の正確な把握ということは極めて難しいと言われており、ほんの少し前までは、親の世話をする、とてもいい子と言われることもあったわけでございます。これからも、親、祖父母の世話をすることは悪いことではなく、ヤングケアラーとの線引きはとても難しいということをご理解をいただきたいと思います。まだ本人や家族から訴えがあることもほとんどないと言われております。本町におきましても、そのような実例は、現在のところ把握をしておりません。

まず、子どもが通う学校などとの協力体制が必要であると考えられます。次に病院、親や祖父母が受診、入院時にキーパーソンになるのが成人していない子どもであることがございます。その情報を病院と共有するなどして、実態の把握、支援につなげていくべきだと考えております。今後も、学校、教育委員会、保健師、病院の相談員、ケアマネジャー、民生委員等との日頃からの連携が益々なってくると考えております。例えば、学校を休んだり遅刻することがあるとか、部活に急に参加しなくなった、授業中によく居眠りをする等の子どもの変化を見逃さないことが重要であると考えられております。

以上で、今後とも、先ほど申し上げました関係機関とのさらなる連携を続けて、ヤングケアラーの対応をする組織体制といたしますか、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

私の手元にヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求等についてということで、昨年の9月14日に厚生労働省と文部科学省が財務省に対して予算要求したものでございますが、その中を見ますと、ヤングケアラー問題につきまして、概算で346億円を使って対策をし、市町村におきましては、ヤングケアラーについての勉強会等をするのに対して助成を出すというふうに、この概算要求書には載っております。

先日、健康福祉課に問い合わせますと、実際にはこういうふうな概算要求はしたけれども、予算化されて、本山町には下りてきていないということでございます。恐らく、これは令和5年度から事業化される可能性がある事業だと思います。また、現在、ヤングケアラー問題につきましては、まず第一に早期発見、把握、相談支援などの支援策を推進する、社会的認知度の向上などに取り組むことが大義的なものとして捉えられており、現在、国会におきましても、児童福祉法の改正等の動向を踏まえまして取り組んでいく必要があるものと考えておりますが、その点いかがでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

まさしく吉川議員がおっしゃられたとおりだというふうに認識をしております。

先ほども申し上げましたように、早期発見、そして気づき、そういった変化を見逃さないことが特に重要であると考えておりますので、特に教育委員会等との連携が今後ますます重要になってこようかと思っておりますので、こういった重層的支援体制の整備を構築し、今後、ヤングケアラー等に関する課題についても早期に発見して、相談支援等にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、今後想定される低年金、無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえまして、高齢者の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ、健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わされるよう、支援体制を構築する必要があると考えますが、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

いわゆる低所得者層に対する対応でございます。

現在、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業、これは高知県事業でございますが、そして高知県社会福祉協議会の事業で、生活困窮者自立支援事業を採用しておるところでございます。

生活困窮者自立支援制度においては、現在、社会福祉協議会のほうで相談支援に当たっている件数といたしましては、包括的な相談支援といたしまして11名、事業の中身でい

いますと、居住確保支援、住居確保給付金の支給が現在1件、就労準備支援事業が現在2件、生活保護受給者等就労自立促進事業等1件を対象として対応しているというふうにお聞きをしております。

日常生活事業におきましては、生活設計を基に利用者と相談しながら金銭管理を行い、日常生活を送れるようにする事業でございまして、また生活困窮事業は、利用者の所得水準に見合った生活設計や所得向上に向け、高知県社協に協力をいただきながら一般就労に向けた取組も行っております。

なお、生活困窮者につきましては、低所得に至る問題経過や地域で孤立している事例もあり、これらも含め対応をしておるといふふうに聞いております。

以上、現在の対応状況についてお答えをさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、かつて就職氷河期世代等という言葉がございましたが、新たな貧困層であるワーキングプア等の若年層への相談支援体制の整備拡充、就労機会の確保等の自立支援策を強化するという必要だと思っておりますが、その点伺いたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

いわゆるワーキングプア層への若年層への取組ということでございますが、こういった方々についても、あらゆる相談事業を通じて働きかけを、アウトリーチ等を通じた継続的支援が必要になってこようかというふうに考えております。

特に、令和5年度からは新庁舎への移転に伴い、健康福祉課、住民生活課等、関係する部署が同じフロアで業務に当たることとなり、今まで以上に担当者間での連携、連絡調整が可能となることから、日常からの相談支援体制づくりに努めなければならないという考えでおります。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）今回取り上げましたヤングケアラーの問題、低年金、無年金の単身高齢者の問題、ワーキングプア等の若年層への相談支援の問題というのは、従来の支援の在り方とは異なる重層的、多面的支援体制の整備が必要になると考えております。

現在、本山町では、本山町いきいきあんしん総合福祉計画2021が運用されているところでございますが、この問題が、現在のいきいきあんしん総合福祉計画では欠落している箇所があると考えます。先ほど町長が言われましたように、令和5年度に改定する場合におきましては、しっかりその点を網羅していただきまして、支援を必要とする人に寄り添った包括的、伴走的な支援を行うため、重層的、多面的支援体制の整備体制の実施体制の整備を強く望んで、この項を終わりとさせていただきたいと思っております。

次に移ります。



○議長（岩本誠生君）次に移ってください。

○9番（吉川裕三君）原材料高騰における給食センターの運営についてお伺いいたします。

学校給食は、明治22年、山形県鶴岡町、現在の鶴岡市の小学校で貧困家庭の児童を対象に行われたのが始まりとされております。戦時中、一時中断されましたが、昭和29年に学校給食法が制定され、平成16年に栄養教諭制度が創設されました。また、平成17年には食育基本法が制定され、国全体で総合的、計画的に食育を推進するようになりました。学校給食法も平成20年に改正され、学校給食を活用して食育を推進することなどが明記されました。このような背景の中で、本町は町立小学校と町立中学校、合わせて3校分の児童・生徒の給食費の無償化を行っております。

学校給食では、家庭で不足がちなカルシウムなどの栄養素を補うためのメニューや薄味の習慣化、脂肪を多く取り過ぎないようにするなど、生活習慣病など、予防にも配慮しております。栄養教諭の先生などが限られた予算の中で工夫して、おいしくて魅力のある学校給食を作っています。そして、作られた給食をしっかりと食べることで、子どもたちの元気な身体がつくられます。また、教室でみんなと一緒に食べることにより、食事の楽しさ、大切さも学びます。

町長は、今議会開会日の行政報告の中で、世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢、円安やエネルギー価格により、燃料価格や化学肥料等の原料の国際価格が大幅に上昇している価格高騰の影響を受けている農業者に対して、農産物の肥料代及び畜産農家への飼料代を補助するとおっしゃいました。同様に本町の未来を担う児童・生徒たちの給食についてお伺いいたします。

まず、昨年度と今年度の原料価格と光熱費に対する費用の提出を求めますので、ありますようでしたら資料の提出をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。資料はありますか。

○教育長（大西千之君）はい。

○議長（岩本誠生君）じゃ、資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9:27

再開 9:28

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、大西千之君、答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、吉川議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

原材料高騰における給食センターの運営についての質問にお答えします。

まず、前段、こちらでは現在の給食センターでの原材料費及び光熱水費等の比較について説明をさせていただきたいと思っております。令和3年度の原材料費と光熱水費についての問

いでもございましたので、この2項目についてのみの資料とさせていただきます。

令和3年度当初予算額が記載のとおりでございます。支出額が2,939万9,122円となっております。光熱水費が474万4,643円となっております。

あと、令和4年度現在でございますが、当初予算2,998万6,000円に対しまして、支出済額が1,071万7,007円となっております。支出比率でいきますと35.74%、大体月で割りますと、予算を若干上回っているという状況でございます。

あと、光熱水費でございますが、当初予算503万1,000円に対しまして、支出済額が158万3,908円、比率でいうと予算内でございますが、ただ、光熱水費につきましては、これから寒くなりますので、どうしても光熱水費のほうは伸びが高くなるということで、こちらのほうにつきましては、非常に予算内で行くのかどうかというのが難しいのではないかと見込みをしております。

また、マスコミ等で報道もありますように、10月に乳製品、あるいは食用品、そういったものの、また価格が上昇するのではないかとされておりまして、それに伴って包装材につきましても高騰するというところがございますので、運送費等も加味されると、やはりどうしても原材料費等につきましても見込みから上回っていくのではないかと見込みを現場ではしているところでございます。

そして、給食1食当たりの単価でございますが、これは記載をさせていただきますように、全部の子どもの数で賄い材料費を算出をしております。4月から7月、支出のあった分まで数値として割っております。

7月が若干下がっておりますのは、時期によりまして旬の物を使っておりますので、そういった時期に大量にそういうタイミングが合えば、非常に購入物品が安く抑えていけるといったところにもよりますので、こういったことになっております。ただ、9月以降、先ほども言いましたように、若干上がるのではないかとこのように考えております。

平均値としましても、令和2年度、あるいは令和3年度からいいますと平均値も上がっておりますので、見込みとしては、今後、原材料費等、価格の上昇もございまして、上がっていくのではないかとこのように考えております。

前段で、現在費及び光熱水費等の比較について答弁いたします。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

本年4月に農林水産省は、輸入小麦の政府売渡価格を17.3%引き上げまして、1トン当たり7万2,530円といたしました。政府の試算では、例えば食パンの値上げで約8%、1斤当たり3円程度の値上げとしておりましたが、これを受けて、山崎パンでは食パンの価格を7月1日より平均8.7%値上げしております。先日、9月9日の高知新聞にも7月の店頭食品価格ということで、食パンが10%の値上げということで、これは全国平均でございますが、出ております。私の生活実感としましても、食パンに限りますと、かつてプライベートブランドでありました88円の食パンが、もう一切店頭には並ばず、ナ

ショナルブランドの商品ばかりが並んでいるような印象を受けます。

現在、嶺北広域事務組合が運営する土佐本山学校給食センターにおける原材料価格高騰に対する現状をお伺いいたしました。

学校給食の費用については、文部科学省が調査を行ったところによりますと、1食当たり約230円から270円、先ほどの資料を見させていただきますと、その全国平均よりも若干高いかのように思われますが、しかしながら、人件費や維持費を含めると、1食当たり約900円にも上ることが分かりました。全国の月額平均給食費は、小学校低学年で3,923円、中学年で3,942円、高学年で3,952円となっており、中学校におきましては4,501円となっております。これは、主食、副食、牛乳が用意されておる完全給食の場合、ここから1食当たりの給食費が、小学校で約230円、中学校で約270円という値段が算出されております。

先ほども資料を出していただいたんですが、土佐本山学校給食センターで提供される1食当たりの価格についてお伺いしますということでした。ただ、先ほどの資料が、もう単純に小学校から高校までの賄い材料費と生徒数で割っているということですが、当然、小学校低学年と中学生が食べる食事の量というのは違っておりますので、単純にこれを割っていいのかどうかと考えますが、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁申し上げます。

議員おっしゃられましたように、原材料高騰における給食センターの現状につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響、あるいはウクライナ情勢、急激な円安によるエネルギー価格の高騰、物価高騰などによる影響により様々な値上がりをしているところは周知のとおりでございます。

そのような状況の中で、給食センターではメニューの見直し、食材の変更、価格の安い調達方法を行いまして、栄養バランスを維持しながら給食の質、あるいは量を下げることなく、おいしくて安心・安全な学校給食に取り組み、日々の工夫や努力により給食を提供しているところでございます。

お尋ねがございました給食費の1食当たりの計算でございますが、給食センターでの当初の計画としましては、1食当たり、小学生280円、中学生300円の価格で算出をしております。また、一部高校生への提供もしておりますが、そちらは1食300円の価格で設定をして、賄い材料費として積算をさせていただいております。現在提供させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）小学校で1食当たり280円、中学校で300円と、1食当たり非常な低予算の中での栄養バランス、カロリーを考えての献立づくりは、大変ご苦労をなさ

っていると推測されます。

例えば、こんな対策を行っているのではないかと思います。例えば小麦価格の高騰を受けて、パン食の日を減らして米飯の日を増やすとか、牛肉の代わりに豚肉を使用するとか、肉の代わりに豆腐を使うとか、そういうふうな工夫がなされているのではないかと推測されます。

また、一方で、今年4月、国は全国の自治体に対し、新型コロナの臨時交付金を学校給食に活用できるという考えを示しております。仮に、今後物価上昇を受けて、給食費の予算内での運営が厳しくなった場合におきまして、土佐町との話合いも必要かと思いますが、新型コロナの臨時交付金を活用するのか、それとも一般財源からの繰入れを行うのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）まず、現在、給食センターでの工夫や努力の対応について、若干説明をさせていただきたいと思っております。

メニューの中で、量を満たし、あるいは質を落とさない献立の工夫ということで、それを前提に取り組んでおりますが、野菜であれば、やはり献立に旬の食材を取り入れ、できるだけ直販所で購入をして価格を抑えるようにしていると。また、A級品ではなく若干B級品、質は変わりませんが、そういった品物を使用することで価格を抑えているというような努力をさせていただいております。魚類につきましても、やはり献立に旬の魚を取り扱うことで価格を抑えることができているといった対応をさせていただいております。工夫の中で、若干例示もいただきましたが、肉類については、影響が少ないメニューで、例えば鶏肉ですと部位を変更すると、もも肉より胸肉にしてみるといったような、そういった対応もしながら調整をしているというふうなことを、直接お伺いをしました。

しかしながら、こういった工夫や努力をしておりますが、秋以降、先ほども申し上げましたが、原材料の高騰は避けられないといった見込みでございます。原油価格、電気、ガス料金など、光熱水費の影響も懸念されておきまして、状況によりまして、やはり土佐町とも協議をして、予算の確保、対応が必要であるというふうに考えております。

答弁といたします。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

本町の未来を担う児童・生徒の食事の問題、食育の観点からも、ちゅうちょすることなく補正予算を組む等の支援が必要な場合には、議会に対して提案をお願いしたいと思います。私自身も同僚議員の皆様も、本町の児童・生徒の給食を応援したいという気持ちは同じだと思いますので、ぜひ協力させていただきたいと思っております。

町長、意見があればお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今、答弁を教育長のほうからしましたが、現場等でも工夫もしながら、またその中でも食育ということで地域食材の活用とかいうことも積極的に取組を進めております。

非常に物価高騰は影響してくるというふうに思いますが、当然、保護者負担を求めるということは考えておりません。この給食については実施していけるように、予算を確保して進めてまいります。

○議長（岩本誠生君）次に入りますか。

○9番（吉川裕三君）はい。

○議長（岩本誠生君）ちょっと待ってください。

先ほど資料を頂いたんだけど、本町で作成した資料じゃない場合には、資料の提供先を必ず明示しておかないといけないと思いますがね。これ、どこから出た資料か分からないと。我々は、給食センターなので嶺北広域から出たんだと思いますけれども、ただ単なるこれだけだと出典先が分からないので、後からちょっと確認をするときに困るということがありますので、外部から資料を提供してもらった場合は、必ず提供先とか出典先を明記するようにしていただきたいと思います。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、次の項目に移ります。

町営住宅をはじめとする本町における住宅政策についてお伺いいたします。

第7次本山町振興計画によりますと、住宅について、以下のように記述されております。

住宅の現状と課題。「近年、人口減少や社会的ニーズの変化に伴い、空き家が増加しており、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等、様々な問題が発生しています。老朽化が進み発災時に倒壊するおそれのある空き家は除却し、その他の空き家は、老朽化が進まないように適正な管理をするとともに、耐震性を確保した上で再生・活用し、南海トラフ地震を生き抜くまちづくりを目指していく必要があります。民間住宅については、耐震化が進んできましたが、依然として住宅密集地域では家屋・ブロック塀倒壊等による避難路の確保が困難になることが予想されます。そのため、更なる耐震化促進計画に沿った耐震化が求められています。町営住宅は、公営住宅41戸、特定公共賃貸住宅26戸、地域優良賃貸住宅10戸、改良住宅48戸、一般住宅47戸、更新住宅22戸、移住促進住宅9戸、お試し住宅1戸、計204戸を保有しています。しかしながら、昭和28年建築を筆頭に昭和に建築されたものも多く、老朽化が大きな問題となっています。修繕費も増大しており、計画的な改修、建て替え等が課題であります。」と記されております。その本山町振興計画の対策として、「町営住宅では、住宅マスタープラン等に基づき、計画的な建て替えや新築を行います。また、老朽住宅の除却や既存入居者への譲渡等既存住宅の整理を行います。」ということが書かれております。

それでは、伺います。

現在、本山町の住宅の実績、住宅の実情、言い換えれば、本町の住宅事情の実情をどう把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）9番、吉川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど、ご質問の中で、町営住宅の現状について詳しく戸数もお示しいただきました。現在、その住宅に対して空いておる住宅が、公営住宅が6戸、一般住宅12戸、更新住宅3戸等、空きがあるという状況です。この空き家と申しますか、空いておる住宅につきましては、行政連絡、あるいはホームページなどで公募しておりますけれども、なかなか応募がないという状況もあります。

また、議員ご指摘のとおり、一般住宅につきましては、建築年数がかなり経過をいたしまして、老朽化があり、改修費用が見込まれ、公募を控えておる住宅も何戸かあるところでもあります。

町営住宅の公募につきましては、引き続きホームページや行政連絡で入居者を募っていきまるとともに、単身者の方でも世帯用住宅に入れるようにするなどの、入居条件を緩和するなどの方法も検討してまいりたいと考えております。

また、空き家バンクにも今年4月から8月までの間、30件の問合せがありまして、条件に見合う物件がありましたら、移住される方の入居も検討してまいりたいと考えております。

さらに、町内の空き家の改修補助事業にも今年度取り組んでおりまして、空き家を有効に活用できる環境を整えていきたいと思っております。多くの方のお求めに応えられるよう、今後も引き続き努力をしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

町営住宅の種別の戸数等の資料の提出を求めておりましたが、資料の提出をお願いしたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）総務課長、資料、配付できますか。

○総務課長（田岡学君）はい。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：47

再開 9：48

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が配付されましたので、9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この資料によると、町営住宅の耐震問題というのが、例えば一般住宅では47戸ありまして、耐震基準がないものが36戸。改良住宅では、32戸全ての耐震基準がなされていないということでございます。

それでは、お伺いします。

この町営住宅の老朽化について、計画的な改修、建て替えの考えについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えします。

老朽化が著しい住宅については取壊しが必要というふうには考えております。今後、検討しておりますけれども、民間活力を導入した新しい住宅の建設も模索をしながら、安全な場所に町営住宅を集約化するなどの再編を検討していきたいと考えております。でき得れば、今年度中にその再編の基本計画について検討をし、議員の皆様や住民の方々にお示しできればと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この資料に基づき、1点確認します。

まず、改良住宅は、現在耐震基準が満たされていないところに2世帯がお住まいであると。一般住宅では、耐震改修がされていない住宅に何世帯がお住まいかについて、ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）19世帯の方がお住まいになっております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ということは、現在、耐震化がなされていない町営住宅に21世帯の方がお住まいであるということが確認できました。必ず来ると言われている南海トラフの巨大地震が発生した場合、町営住宅が倒壊したという事態の発生を危惧するところでございます。先日も、山口県下関で倉庫の一部が倒壊し、3名の方が死傷した事故が発生しております。建物の老朽化等、瑕疵により倒壊し、他人に損害を生じさせてしまった場合、当該建物所有者は、被害者に対し損害賠償責任を負うことになるのが原則でございます。その賠償金額は数億円に上ることもございます。今後の町営住宅の管理についてどうお考えかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）議員ご指摘のとおり、耐震化ができないところは、現状そのようになっています。

ご指摘のとおり、住宅の安全性を確保して適正に管理をしていくということが必要でありますけれども、抜本的な対応ができていないというのが現状であります。

老朽化した住宅については、改修をするなど、あるいは住宅内、古い住宅でありましたら、バリアフリー化を少しでもできるように取り組んでおるところでありますけれども、まだ耐震基準を満たしていない住宅にお住まいの方は高齢の方がほとんどのところがあります。入居者の聞き取りなどをしながら、耐震基準を満たしておる空き住宅への住み替えなども引き続き検討して進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この19世帯、一般住宅にお住まいの方、昨日、同僚議員の議論でもありましたが、この町営住宅を維持管理していくのは町の役目であり、借りている方が本来、町営住宅の改修等を行うべきではないと私は考えております。町の責任でもって町営住宅の維持管理、修繕を行うべきだと考えておりますが、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）そのとおりであります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、本山町振興計画では、「町営住宅では、住宅マスタープラン等に基づき、計画的な建て替えや新築を行います。また、老朽住宅の除却や既存入居者への譲渡等の既存住宅の整理を行います。」とありますが、住宅マスタープランについてお伺いします。

現在、この住宅マスタープランは活用されているのか。活用されていないとしたら、住宅マスタープランに代わって活用しているのはどのようなものであるのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

住宅マスタープランとは市町村の住生活基本計画でありまして、当該市町村の区域、自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活をめぐる課題を設定し、施策の方向性を提示をいたしました計画を指しております。

本町は、平成15年に住宅マスタープランを策定いたしまして、平成24年を目標年次として住宅施策の基本方向や具体的な住宅施策の目標を設定し、実現に向けて取り組んできたところであります。

議員ご指摘のとおり、マスタープランの活用についてでありますけれども、国土交通大臣より、市町村住生活基本計画の手引きが出され、そこには関連計画との一体的な策定が可能というふうにされております。

本町では、平成25年に公営住宅等長寿命化計画を策定し、住宅マスタープランを網羅する形で一体的に策定をしておるところであります。公営住宅等長寿命化計画と一体策定することによりまして、住生活計画の要配慮者の現状把握、公営住宅等の需要量を推計した上で、公営住宅等長寿命化計画で将来目標の設定、また人口、高齢者等の状況、住宅事情、整理すべき基本的な現状を行うことが可能となっております。その公営住宅等長寿命化計画につきましても、定期的な見直しを行いまして、直近では令和3年度に見直しを行ったところであります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

この資料を基に、現在の老朽化した町営住宅を今後どうしていくのか。また一方、町営



住宅にお住まいの方は決して所得が高いわけではなく、今のままの住宅に住み続けたいという意向の方もいるかもしれません。しかしながら、住宅の所有者としての本山町は、町営住宅の安全性を担保した状態で管理しなければならないと考えますが、今後、その点についてどのような取組を行っていくかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

先ほど答弁しました内容と重複いたしますけれども、町営住宅の安全性を確保、適正に管理をしていくということにつきましてはご指摘のとおりでありますけれども、抜本的な対応はできていないという現状であります。

そういう中でも、長寿命化を図るための修繕や屋根や外壁の改修などを行っておるところがあります。特に入居者の高齢化が進む中で、古い住環境で生活するためには一定の改修が必要であり、手すりの設置、住宅内の段差の解消など、バリアフリー化を進めております。引き続き、その取組を進めていきたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、耐震基準を満たしていない住宅について、入居者のほとんどの方が高齢世帯、単身の高齢者の方がおいでになります。入居者の方に聞き取りなどをしながら、耐震基準を満たしております空き住宅への住み替えなども進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）耐震化されていない町営住宅にお住まいの方に向けた意向調査の実施の検討についてどうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）意向調査も当然必要であります。加えて、先ほどお答えしましたけれども、再編計画を作成する上では、現在入居している方の意見は重要な要素であると考えておりますので、それらも含めまして聞き取りをし、意向調査をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）耐震改修工事も行われていない、非常に老朽化した町営住宅にお住まいの方で、住み替えもままならない方というのは、住宅に困窮している方に該当するかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）安全な住宅にお住まいでないという、耐震基準を満たしていないところからは、困窮するというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）耐震化もままならない、老朽化した町営住宅にお住まいの方は住宅に困窮している方、はい、しかと承知いたしました。

昨日、同僚議員も一般質問でしております井窪の国道439号線の改良工事の、昨日質

問がございましたが、大豊方面から国道439号線の下津野峠のカーブを回ってすぐ見えるのが町営住宅の日の出団地でございます。現在、非常に概観が汚れて景観を損なうような状態で危惧しております。

国道の改良等によって、今後、日の出団地の露出はさらに目立つようになりますが、施設の個別計画等を策定して町営住宅の長寿命化計画を立てる場合には対象施設だと思いますが、この非常に外観が汚れた状態について本町としてどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）議員ご指摘の日の出ハイツにつきましては、平成6年に建設をされて28年がたつ住宅だと認識しております。ご指摘のとおり、外観の老朽化等進んでおるとい状況があります。

ご指摘のとおり、長寿命化計画に加えて改善を図っていくという必要性は感じております。取組を進めていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、次に更新住宅についてお伺いします。

まず、認識の確認を行いたいと思っております。

本年3月議会での更新住宅工事費の減額修正予算の採決は、50戸の建設計画を40戸に変更したものを承認したのではなく、財源が確保されていない予算については繰越し等の措置ができないために、年度末を迎え、会計法上そのままでは処理ができないため、数値的に減額措置をしなければならないとの説明があり、計画変更ではないことを確認の上、その旨、議会の意思を執行部に伝え、そのことの念を押して議決したものであると認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）議員の認識と私の認識は同一でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、更新住宅の事業変更でないならば、速やかに補正予算を策定して、この更新住宅残り10戸の建設事業の推進を行うべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

前町長からの引継ぎでは、当初計画の戸数を既に入居資格者が死亡等で減員したこともあり、現在40戸で計画変更したということで引継ぎを受けております。

そういった経過もございますので、現状では補正を計上しての建設の予定はしておりません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） それでは、お伺いします。

令和3年5月に本町は、改良住宅建て替え計画報告書において建設戸数を40戸とした根拠についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

通告を受けておりますが、法的根拠はということによろしいのでしょうか。

先ほどの前町長からの引継ぎを受けまして判断をされております。当然、補助要綱や条例等の下で行政判断をしたのだらうというふうに認識をしております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） ここで問題なのは、この改良住宅建て替え計画報告書は令和3年5月に出されております。この金額にしまして、これが約2億560万円、この事業を議会の同意を得ずに事業を縮小する権限が町長にはあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 戸数につきましては、補助要綱等に基づきまして事業採択を受け、事業に着手したということであると思います。そういう意味では、事業執行に当たっては、一定の制限、いわゆる補助要綱、それから条例等に基づいた制限があると思います。

戸数の決定につきましては、要綱、条例等、目的に沿った上での行政判断をしたというふうに認識をしております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 1点確認したいのは、この報告書を出して事業を縮小する権限が、町長には果たしてあるのかどうか、この1点についてお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） やはり予算の補正の件もございませうけれども、議会に諮って予算議決を受けておるものでございませうので、計画変更するときには、その手続を取って議会の判断を仰いでおくということが必要であったというふうに思います。計画変更を昨年しておりますが、その時点では、きちっとその予算も含めて議会に諮るという手続を踏むべきだったというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 澤田町長のおっしゃるとおりだと思います。

地方自治法第149条に、地方公共団体の長はどの事務を担当するのかということが掲載されております。その一つ目が、議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。予算を調製し、これを執行すること。地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、手数料等を徴収し、過料を課すこと。決算を議会の認定に付すこと。会計を監督すること。財産を取得し、管理し、処分すること。公の施設を設置し、管理及び廃止すること。次が、証書及び公文書を保管すること。前各号に定めるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務を執行することとあります。この事業の縮小というのは、このどの権限に属するの

か、非常に理解に苦しみます。

法律による行政の原理という言葉がございます。行政活動は、行政機関独自の判断で行われてはならず、国民の代表者で構成された立法府の制定する法律に従って行わなければならない。これは、地方公共団体としても同様だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘のとおりだというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）町長は、本定例会開会日の行政報告の中におきまして、地方自治体では、共に住民の皆様と直接選挙で選ばれた議員の皆様と市長が対等の機関として政策提言や政策形成を進めていく二元代表制を形成しております。議員の皆様と活発な論議を交わし、元気で活気のある、そして魅力のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします、と述べております。この文言をわざわざ行政報告に入れている、その真意についてお伺ひしたいと思いますが。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もうその文章のとおりでございます、国会ですと議院内閣制、地方自治体では二元代表制ということでございます。議員の皆様と活発な論議を交わして、まちづくりに取り組んでいきたいということを表明したものでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）町長がこの二元代表制のことを言及したということは、まさに法律による行政の原理を町政の中で行っていくということだと、私は解釈いたしました。

それでは、この令和3年5月に改良住宅建て替え計画報告書において、50戸建設予定を40戸にした、この根拠がないのであれば、これはどの裁量権をもってこのことの提出が行われたか、そのことについてお伺ひしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）40戸に変更された前町長の判断でございますので、どういうことを根拠にということは、なかなか私の口から言いにくいところではありますが、基本的には、やはり事業計画に当たっては、その補助事業の要綱や条例等に基づいて、一定それに拘束された裁量権になろうかと思ひます。

あと、その要綱や条例に基づいた目的に沿った上での行政判断については、一定の自治体としての行政判断ができるのではないかというふうに思ひます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）これが裁量行為によってなされたものであるなら、当然、羈束裁量か自由裁量かという問題が生じてくると思いますが、当然これは法令に書かれていないこととございますので、羈束裁量というのはあり得ずに、自由裁量であるのではなからうかと。そうすると、ここで問題になるのが、行政事件訴訟法の30条、裁量処分の取消しということになります。「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用が

あった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」とあります。

まず、今回の事案について考えると、事実の認定、法律の解釈、適用に誤りはないのかと。改良住宅等改善事業制度要綱によると、建て替え事業の施行者は、原則として従前の改良住宅の戸数以上の戸数の更新住宅を建設し、とあります。

更新住宅事業は、計画当初、地元委員会との協議の中で50戸建設と決まり、今後入居戸数が仮に減少したとしても50戸建設するということが、当時の執行部と地元委員会との間の合意事項であり、議会としても昨年、令和3年度まで50戸建設とした予算を承認してきた経緯がございます。これを住み替え戸数が40戸だからといって40戸とするというのは事実認定の誤りであり、そして改良住宅等改善事業制度要綱の基本とする住宅地区改良法の制度趣旨に逸脱していると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）行政事件訴訟法第30条、読み上げられたとおりでございます。行政庁の裁量処分について、裁量権の範囲を超える、またはその濫用があった場合に限り、裁判所はその処分を取り消すことができるということになっております。

この行政事件訴訟法にこの判断が当たるのかどうかということについては、私のところで今、判断ができておりません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それと、建て替えが40戸だから40戸と、当初の50を勝手に変更したという問題と、さらに、住宅に困窮すると認められる世帯に対しても、この更新住宅の入居要綱につきましては可としております。先ほど、現在の老朽化した町営住宅にお住まいの方で、そういうふうな方を非常に住宅に困窮すると認められる世帯ということをおっしゃられました。その方々も同時にこの更新住宅に入ることは、法律は許容してございます。

それを考えるのであれば、一方的に40としたのは、完全に裁量権の逸脱、また認められた裁量権の限界を超えて行政をしたというふうに判断しなければならないと。また、2億560万円の実質工事費の減額につながる報告書を議会の議決を得ずに行ったことは、裁量権の範囲の限界を超えた行政行為ではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、改良住宅等改善事業制度要綱を見ておりますが、その中の第13、更新住宅に入居させるべき者、「施行者は、次に掲げる者で更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮していると認められるものを更新住宅に入居させなければならない」。1項1号として、「建替事業又は二戸一改善等の施行に伴い住宅を失った者」、2号、「建替計画の承認の日以後に建替事業区域内において災害により住宅を失った者」。第13の2項では、「施行者は、建設した更新住宅の戸数が前項の規定により入居した者の数を超える場合においては、住宅に困窮していると認められる者の中から公正な方法で」ということだろうと思います。

引継ぎを受けたときには、今後の維持管理として更新住宅が空きになったときにはどう  
いう取扱いをするのかということについては、一般住宅と同様の扱いをするということを  
私のほうが聞いております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）町長は、前町長から引継ぎを受けたと言われてございますが、そも  
そも違法な行為でなされた行政について引継ぎをする必要はあるんでしょうか。違法な行  
為について行われた行政については、それを正さなければならないと考えますが、その点  
いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）現状で、その変更した経過について違法というところまで、私の認  
識が至っておりません。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）議会の同意も得ず、地元の委員会の了解も得ずに、非常に手続に問  
題がある行為を行ったこの報告書、この行為自身は、これ、行政の裁量権も逸脱しており  
ますし、議会の承認も得ずに勝手に予算を減額している。これは明らかに違法行為であり  
ますので、これをやはり改善、たださなければならないという、これを違法と認定できな  
いんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）昨年度の3月議会において予算減額をしたことについては、これは  
手続上の不備があるというふうに私は思いました。そのときにお話ししましたが、計画変  
更したのであれば、予算も併せて整合性を取って議会に諮るべきということをそのとき議  
会のほうにお断りをいたしまして、ただ、このまま放置すると、この2億円余りの令和3  
年度決算においての不用額が生じてしまうということもありましたので、議員、先ほどご  
指摘ありましたけれども、そういう判断をもちまして予算の減額をさせていただいたとこ  
ろでございます。

ただ、その手続をきちっと踏んでおく必要があったという認識は私にもございます。当  
然、その計画を変更した段階で予算も整合性を取るということを議会に諮るべきだったと  
いうことは、私も同様の認識でございます。ただ、それがこの行政事件訴訟法第30条に  
該当するのかということころまでは、私の認識は至っておりません。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それと、行政の行為の中には、平等の原則というのがございます。  
例えば、特定の私人を差別的に取り扱う平等の原則違反にもこの件は該当するのではない  
でしょうか。

例えば、当初、委員会において、50戸の建設計画で、どこの区画のどの家にもどの世帯  
が入るというのを決めておりました。それが40戸にするから、おまえはこっちの家に入  
るんだというふうな、行政が強制的にそういうふうなことを特定の人に対して強いるとい

う行為につきましては、これは平等の原則違反に当たるのではないかと。そして、改良住宅等改善事業制度の趣旨を理解せずに、法律の目的とするところと異なった目的で行政裁量権を行使することはできないという目的違反にも当たるのではないのでしょうか。

よって、行政権の行使を正当化しようとしても、そもそもが今回のこの報告書の提出の件につきまして、予算の減額につきましても裁量権の逸脱、濫用行為であるので違法となります。ですから、現町長は前町長から業務を引き継いだと言われますが、違法な行為まで果たして引き継ぐ必要があるのでしょうか。その点を再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

当初、50戸を示した段階で、入居の配置などにつきまして、地区の委員会のご協力をいただいて進めてきたという経過は、私もそういう認識を持っております。当然、この建て替え事業を進めるに当たっては、地区の委員会の皆様の協力なしにこの事業は進んでこなかったということも、私もそういうふうに認識をしております。

ただ、もう繰り返しになって恐縮ですが、その違法性、いわゆる行政事件訴訟法第30条に規定することの裁量権の逸脱、濫用があったのかという認識については、私のところで、まだその判断に至っていません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）そもそもこの改良住宅建て替え計画報告書が令和3年5月に作られております。ならば、予算の減額修正を、なぜ6月議会に提出しなかったのか、9月議会に提出しなかったのか、12月議会に、3回も細川町政の中で定例会がございました。これは意図的に出さなかったものか、それとも、本人がいないので聞きようがないのをございますが、これは明らかに理解に苦しむと。胸を張って正々堂々と予算を出せばいいのに出さなかった。これは、本来出せなかったのですかね、出さなかったのですかね。今の町長はその場にいなかったの、逆にその場でいて事情を知る幹部の方がおりましたら、その点をちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

減額等の手続、議会に承認を求める手続に誤りがあったというのは、そのとおりであります。

6月、9月の議会等での提出につきましても、事務方の調整等があつて、なかなか進んでいなかったというところもありますし、本来出すべき、審議していただくことを怠っておったというのは現実としてあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）結論からいいますと、令和3年5月に作られた改良住宅建て替え計画報告書によってなされた行為につきましては、これは違法性のあるもので、町長の職務

権限の中では現実的にこういう行為はできないと、議会の同意も得ずに予算を減額する行為はできない。ですから、この行為自身をもう本町としては取消しを行い、原状回復を図ることが必要ではないか。そして、本町においては、この違法な行為がなぜなされたかの原因究明を行って、違法行為を主導した人物を告発すべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）その裁量権の範囲を超えたんじゃないか、濫用したんじゃないかというところがございます。手続上の不備はもう議員ご指摘のとおり、その計画変更した時点で、きちっと予算も整合性を取るということで議会に諮らなければならなかったというところはございます。

ただ、その違法性というところまで、私の認識では至っておりません。それを取り消すと、今度そうしたら、その予算を計上したこと、計画をまた変更することについての法的根拠も問われる可能性もございますので、現状でその違法性というところ、取り消すというところまでの認識に、私は至っておりません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）その言でいきますと、もう40戸になったんだから40戸にするというふうなことに聞き取れますが、ただ、9月2日に町長名で、地元の地区の委員会の委員長と区長に対して、更新住宅建設計画変更に関する質問への回答についてということで町の見解を述べておりますが、まず、1問目が、議会から回答された内容について町の見解を伺いたいということで、補正予算の減額については事業費のみを減額したもので、更新住宅建設を40戸に減額したのではないと。40戸建設ではないということであれば、当初のとおり50戸造るというのであれば、そもそもが私の認識では、40戸にするという行政行為自身が違法であるから、当初の計画どおり行わなければならないと。ですから、町としての正式回答も40戸に減額したものでないというものであれば、残り10戸を建設する根拠をつくらなければならない。その根拠とは何かといえば、予算を組まなければならない、その必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）先ほど話しされました40戸に減額したものでないというのは、議会にも説明をした経過がございますけれども、これをもって40戸にしたということではないということについては、財政処理上の問題があるということでの減額をしたんだということ表現したもので、減額が40戸を認めていただいたというためにしたのではないということ、これは書いたものでございます。

いわゆる予算上の財務処理上、財源の裏づけのないものについて繰り越すこともできないと、このまま決算すると2億円余りのものが不用額になってしまうということで、財政処理上、減額を提案させていただいたものということでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。



○9番（吉川裕三君）財務上の10戸分の減額措置であれば、事業自身は消えていないという解釈であるならば、残り10戸を建設する根拠となる補正予算を組む必要があるのではないかということについてお答え願っておりませんが、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）予算と計画が整合していないということでこういうことになっておりますので、きちっとその計画変更した時点で予算も整合性を取り、議会に諮るべきという、その手順を踏んでいないということが、大きな問題だろうというふうには思います。

ただ、この事業につきましては、老朽化した改良住宅の建て替えて、入居者の方々に住み替えをしていただくということで事業に着手しておりますので、引継ぎを受けました当初計画の戸数から減員になったということで、今、本山町では40戸で計画変更しておるという、その引継ぎを受けた40戸を、また戸数をどう考えるのかということについては、これは判断がまだできないというふうに、どういう根拠をもって戸数変更をまた今後するかということについて、かなり困難なものがあるというふうに、私は理解しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ということは、その40戸にするという報告書がなされたものについて、それについてやるから、今度10戸増額することができないというのであれば、この改良住宅建設計画報告書が出された経緯について、全て違法であると証明されればできるということによろしいんですか。その点お伺いします。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 10：31

再開 10：47

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）行政事件訴訟法に基づく違法の判断というところがありますけれども、私の今の職責でこれを違法という判断にはできないと、現状では違法という認識ができません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、今回のこの一連の行為につきまして、庁舎内において検証チームを作って、この手続上どの点が問題であってどうなのかと今後検証するということは可能かどうかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この事業の経過についての検証は当然させていただきます。私も資料

を見ましたけれども、令和2年の何月でしたか、4月でしたかね、2月か、2月に、この40戸ということを言い始めています。そういうことであれば、何らかの手续が、議会に説明をし、お諮りし、判断を仰ぐという手続が取れたということが、もう2年半になりますので、あったんじゃないかというふうに思います。

そういったことで、その経過については当然、私のほうで総括するというようなことについては当然しなければならぬし、私もいろいろと資料を見せてもらって、経過についても調べてきたことでもございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）令和2年2月に、そもそもこの改良住宅改善事業制度要綱の中には、必要戸数のみを作るということはどうなっていないと、先ほど町長が述べられたとおりです。

ですから、たとえ必要戸数が40戸であっても当初50戸計画というのは、この要綱どおり生きている。それをどういう過程でとんだ勘違いをしたのか。それが令和2年2月であって、令和2年度予算にも、令和3年度予算にも50戸の予算化がされていると。それを議会の承認も得ずに、突然強制的に、高圧的な態度をもって、この報告書を出して40戸にしたと。その間、議会での議論も一切しないということについてはしっかりと検証して、原因究明、そしてどこが問題であったのかを明らかにしていただきたいと思います。

その点、再度確認します。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もう前町長ですので、私が呼んで聞き取りをするというところまでできるのかどうかということもでございますけれども、職員の中では、その経過について検証をしてみたいと思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）よろしくお願いします。

それでは、次の項目に移ります。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、ワクチン接種の推奨を求めるということで、我が国のインフルエンザ流行の予測をする上で、南半球の状況は非常に参考になります。

オーストラリア政府によると、2022年4月後半からインフルエンザの報告数が増加し、例年を超えるレベルの患者数となっており、医療の逼迫が問題となっております。

本年8月厚生労働省が発表しました今シーズンのインフルエンザワクチンの供給量はおよそ7,000万人分、これまでで最も多い供給量を現在見込んでおります。

その理由の一つに、オーストラリアでのインフルエンザの流行があると。日本感染症学会インフルエンザ委員会は、7月26日に、今シーズンにおけるインフルエンザ対策に関する提言を発表しております。

提言によりますと、2021年から2022年シーズンにつきまして、欧米では主とし

てA香港インフルエンザウイルスの流行が見られており、中国におきましても今年からA香港型が増加していると。本年、オーストラリアにおきましても、検出されたインフルエンザウイルスのうち、サブタイプが反比例したものうちの約80%がA香港型であったと。これらの点から、今シーズン日本でもA香港型インフルエンザウイルスの流行が主体となる可能性がある。

今シーズンに流行が予想されているA香港型インフルエンザワクチンに対するワクチンの発症防止効果は未知数でございますが、発症してもワクチンによる一定の重症化防止効果は期待でき、65歳以上の高齢者において、同ウイルスの感染による入院防止率は37%であったと報告されております。

この点に鑑みて、同委員会は新型コロナウイルス感染症発症者の再増加が続いている日本において、ワクチンで予防できる疾患については可及的に接種を行い、医療機関への患者の受診を抑制し、医療現場の負担を軽減することが重要であると指摘しております。

本町におきましても、インフルエンザワクチンの接種の推奨を行うべきだと考えますが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）吉川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどお話のありましたように、インフルエンザ予防接種の推奨は、確かに重要なことであるというふうに考えております。

一昨年であります、本日の諮問にもございますように、令和2年度にはコロナ関連の交付金を活用いたしまして、生後6か月以上65歳未満の当時の住民2,104名に対してワクチン接種を推奨する意味で、町内の商店で利用できる商品券と交換するような事業も実施をいたしております。

しかしながら、接種者は448名にとどまり、率で言いますと21.3%であったということから、原因はいろいろと考えられると思いますが、接種率が、そういった事業を通じて、当時は接種率が飛躍的に向上したとは考えにくいこと等々もありまして、現時点ではそういった事業を新たに起こしての接種率向上対策というのは考えておりません。

町といたしましては、本年度においては、接種の広報をもう間もなく10月頃、今月の行政連絡には出ておりますが、10月以降接種が始まる予定でございますが、積極的に行うとともに、現状での不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気、小まめな手指消毒、コロナ予防対策等も踏まえて、はじめとした基本的な感染予防対策の徹底を引き続き広く呼びかけていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）発熱患者への外来診療については、ワクチンの接種歴に関わらず、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの鑑別が非常に重要になってくると考えます。

両者を合併している可能性も念頭に入れまして、PCR検査、抗原検査、迅速診断などの確定診断が求められると考えますが、本町におきましてはこのような懸念がないか、また、嶺北中央病院におきまして、こういう事態に対しての負担増になるのかについて、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）吉川議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁をいたします。

現在、嶺北中央病院におきましては、3台の機器で新型コロナウイルスの判定を行っています。1台は2年度、あとの2台は4年度の補正予算により購入しております。財源はいずれも新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金によります。

そのうち、4年度に購入した2台におきましては、一つの試薬、一つの手技で、新型コロナウイルスと、それからインフルエンザのA型B型ともに検出可能の機械になっておりますので、その点心配ないかと思われま。

それに加え負担増ということはないと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、嶺北中央病院におきましては、一つの検査器で新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの鑑別が可能であるということが分かって、安心いたしました。

いずれにしても、過去2年と比較しても、この冬インフルエンザの流行が予測されております。インフルエンザ予防接種の推奨の広報活動の強化について、本年どのように行うのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

まず行政連絡、当然のことではございますが、それに並行して、インフルエンザと並行して、今現在、コロナの対策等についても新しい情報が入るに従って広報等をお願いしているところでございますが、告知端末等も有効に活用しながら、広く町民にも広報していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、行政としてのできる対策を強く求めまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、9番、吉川裕三君の一般質問を終わります。

消毒のため、暫時休憩します。

休憩 11:00

再開 11:01

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、永野栄一君の一般質問を許します。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）3番、永野栄一。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

吉川議員が二元代表制とは何ぞやというような、大変、議会人としては重い、考えさせられるようないい質問をされていました。

私の質問は、ちょっと枝葉の話になります。

一つ目は、支障木の伐採費の補助拡大についてを質問したいと思います。

南大東島付近には台風13号が今発生していきまして、週末には九州西岸に到来して、九州及び四国にも影響があつて、家が倒れたりあるいは木材といいますか、木が折れたりするような被害がないようにと思います。

この1問目の支障木についてですが、昨日、同僚議員も質問されていました。

予算が環境保全費で750万というように伺っていますが、いわゆるこの環境保全ということで、田んぼや水路周辺の支障木伐採については、町施策として補助が出ているわけですが、この750万でいろんな申請が場所から来ていると思います。この750万というのが妥当なのかどうかということです。

申請しても2年も3年も処置されていないという状況をお伺いしていますので、まずは、どれぐらいの要望件数が来て、本年度対応した件数は何件なのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）3番、永野栄一議員の一般質問にお答えします。

まず台風、私も非常に心配しております。次々と台風ができておきまして、もう稲、今は刈取りを待つばかりというふうになろうとしている状況でございますし、秋はいろんな行事がございますので、それに影響が出ないかなと、この週末、今度の日曜日ですか、吉野小学校の運動会もございますけれども、無事にできたらいいなというふうに思っているところでございます。

さて、支障木の伐採費の補助拡大の質問でございます。

森林環境譲与税を活用いたしまして、森林景観保全事業ということで道路の両側の高枝などの除去などを実施しております。地域の景観保全や、それから私、前も話をしたことがあったかと思いますが、いわゆる地域の共同作業で道づくりとかというのがありますが、非常にそういった、今までは台風が来るたびに道には枝葉がいっぱいになるとい

うこと、でも、先日の台風でも、実は北山東の道なんかはそういうふうになっておりましたけれども、でも、そういう量が減ってきたというふうに思います。高枝を切ることによって、そういった影響も減少している部分もあろうかと思えます。

そういう意味で、地域の共同作業の負担軽減にも役立っているのではないかなというふうに思います。引き続き予算を確保し、事業の実施をしまいたいというふうに思っております。

なお、今ご質問のありました要望件数等につきまして、担当課長からお答えをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）それでは、3番、永野議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁をさせていただきます。

この景観等の伐採の事業の実績とか要望についてということでございますが、本事業につきましては、令和元年度以降、取組を進めておりまして、これの財源の根拠は森林環境譲与税となっております。

直近の令和3年度の事業実績は、町内13か所、総事業費が867万3,000円となっております。

本年度、令和4年度の予算額が、先ほどおっしゃいましたとおり、750万円。

現在事業の要件に合った要望箇所が12か所となっております、事業委託者であります本山町森林組合によりまして施行の準備が整った箇所から順次実施をしております。

なお、この事業費750万円が妥当かというご質問もございましたが、これは森林組合のほうへ委託しておりまして、作業効率が上がって、人員確保とかという要件もありますが、そういう体制が整いましたら、やはり事業、増額して進捗は進めたい考えは持っておりますが、現状ちょっとなかなか、作業員の確保等がなかなか難しい面もありまして、本年度は750万。また、今後の見通しをちょっと、今後森林組合と調整しまして、3月末までの事業の、もっとやれるということがありましたら、また12月補正なりで増額は検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）確認です。

この12か所、令和4年の12か所というのは、申請が上がってきているものの全てでしょうか。確認です。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思えます。

本事業につきましては、かなり各地区のほうからご要望をいただいております、全ての要望件数をこなすにはなかなか、先ほど言いました労力等も不足しておる部分もありまして、ちょっと対応ができるストックがようけあるんですけれども、優先順位をつけて作

業を進めていくという流れとなっております。

なお、この森林環境譲与税という制度を使っております関係上、いろいろ、町としまして、対象となる要件のほうも定めさせていただいております。幾つかちょっとご紹介させていただきたいと思いますが、まずはその対象となる要件としまして、安全な生活環境保全に資するものということで、これについては、町道など生活道の通行に支障となるものでありますとか、地域の公共施設等の安全及び管理に支障となるもの、もう1点が、管理組合等が管理する農業用用水路の管理に支障となるものの3点を、主な採択要件とさせていただいております。

もう一つ、景観保全に関する条件ということで、これは本山町の景観計画区域内という範囲になっておりますが、自然環境、景観を阻害するものでありますとか、遺跡や遺構など文化財的な景観を阻害また管理の支障となるものというような2点の定めをしておりますので、たくさん要望ある中で、優先すべきは先ほど言った条件にかなうものから実施をしておるということでございますので、要望を受けてなかなか、数年、まだ実行されていないというものもあろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）基準に当てはまっていなかったらできませんということで返事をしていると思うんですよ。駄目でないのに何年もという、その施策というのは本当にそれでいいのかと。

住民の要望に対して応えていく、駄目なら駄目と返事をすればいいだけの話で、そこの辺の要望書等、もっと確認しながらこの施策を続けていただきたい。

この補助について、該当しない住居の裏山については、多分、基本的には受け付けていないと思うんです。だけれども、裏山の木が倒れたら、その住居が損傷を起こす。いわゆる保全とか文化財とかなんとかではないけれども、安心・安全な生活空間をつくるという別の意味で、そういったことも別の施策で補助すべきではないかと。特に山の管理が、不在地主であったり、それから所有者が高齢になって年金だけでやるのに、それを、木を切ったらお金を出さないかんということだったら、他人の家が近くにあっても、なかなか伐採ができないと思うんです。だからそういうことも、安心・安全なまちづくりという観点からも、裏山の木の伐採等についても、これから支障木の除去ということについて検討させていただきたいと思うんですが、執行部としてはどのように、この件について考えているか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど議員のご指摘がありましたとおり、本事業のほうは国の森林環境譲与税という公的予算を活用しておる関係から、その事業の使途、用途について、一応国のほうで定められております。

その用途としましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林制御及びその促進に関する費用につきましてこの譲与税を充てることというのが、基本的な国の考え方示されておりますので、この事業を使つては、その考え方に沿った形の対象区分で対応させていただいております。

よつて、私有財産、個人の住宅の裏にある山とかは、この事業では対象外とさせていただいております。

先ほど、議員のほうからご提案ありました、それであつたら別の施策でということにつきましては、現状を見ましても、高齢化でありますとか空き家が増えたとかで管理が行き届かない、それによつていろいろ、避難路の確保とか、いろいろな状況が出てくるとは思いますので、これにつきましては、ちょっとこれだけではないとは思いますが、庁全体の中で対応を慎重に検討させていただきまして、やはり必要な部分も出てくると思いますので、検討協議をさせていただければと思つております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） ぜひ検討していただいて、施策に生かしていただきたいと思つます。

やはり、だんだん木が大きくなつて、逆に言うと、切る人もなかなか、よし切っちゃろというような人も少なくなつてきていることもあります。風が吹くたびに母屋に木が倒れてきそうになるというふうな場所も、人もあつてですね、そういうことができないかという相談も受けていますので、ぜひ、今言つたように、森林環境税ではないやり方で対応できるようにやっていただいたら、安心安全のまちづくりにつながるんじゃないかと。住民も安心して寝られるんじゃないかというような気もしますので、対応をお願いしたいと思つます。

では、次。

○議長（岩本誠生君） どうぞ。

○3番（永野栄一君） 二つ目は、急激な物価高対策についてということです。

これも同僚議員の昨日からの質問で対応がなされているわけですが、現在、ロシアのウクライナ侵攻や、年度当初1ドル115円前後だったのが、昨日は144円前後になっていますね。円安が進行しています。今、そのために輸入品が物すごく高くなつていふ。原乳とか小麦など、いろいろな原材料が高騰しているわけですが、徐々に上がるんであればそれぞれ対応できるわけですが、急激に上がつていふということで、今年度は年金も2%だったつて、下がつていふと思つます。

物価高に合わせてそういった年金なんかも上がるわけですが、とりあえず今年度についてはかなり、いろいろな生活物資だとか機械製品等々、どんどん上がつていふということで、大変住民にとっては苦しい生活をされていふように推測できるわけですが。

このまま原材料等の高騰によつて、燃料費、電気料金、今回、施策で肥料とか飼料については補助するということになりましたが、肥料、資料、それから農薬も高くなつていふ



わけですね。それから食料品など、いろいろ値上げがされています。このために、この急激な値上げがこの夏から秋にかけて、2回から3回ぐらいの段階をもって物価高になっているということで、特に低所得者、農業者、企業経営者にとっては大きな負担になっているということが推測されます。

低所得者に対しては、このたび国のほうが、一時金ですけれども、生活援助費といっぺ一世帯5万ということですが、これ一時金なので、これからどれくらい続くか分かりませんが、少なくとも年金者にとっては、今年は上がらないわけですので、今年度いっぱい今の収入のまま生活をせにゃあいかんということもあるので、一時金ではなくて、町として別のやり方があるんじゃないかと思いますが、その辺の低所得者に対する補助施策についてお聞きすると、今回の補正で提案されている営農継続支援事業費補助金制度ですけれども、今のところ農業者の一部ですね、一部といいますか、機械だとか肥料、飼料、畜産関係のみだった、対策はのみだったと思います。ほかの事業者、例えば花を植えている人とか、野菜をやっている人とか、いろんなところで肥料とか、それから機材の購入のときに負担が急激に増えているというところがありますので、公平性という意味で、今回の補正の施策だけではなくて、他の物価高による影響を受けている人たちの対策について、どのように考えているのかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨今の急激な円安やエネルギー価格の上昇、ウクライナ情勢なんかも大きく影響しておりますけれども、そういったことで物価高騰が繰り返されて進んでおります。非常に住民の皆様的生活に大きな影響が起きております。そういうことで、今回、補正予算も計上させていただきましたが、あと、国の方でも、先ほどご説明、話がありましたとおり、動きもありますし、物価高に対する対応も検討されておるようです。それから、併せまして、補正予算か予備費の充当になるんでしょうか、臨時交付金のことなんかも論議が聞こえてきておりますので、こういった財源を活用しまして次の対策も実施していきたいというふうに思っておりますし、昨日も申し上げましたけれども、もう定例会を待っていたのでは間に合わないこともございますので、予算が計上が確定し次第、議会の皆様をお願いをいたしまして、臨時会等でその事業について実施を検討していただきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、先ほどの飼料、肥料の問題、機械修繕の話がありましたが、その点についても、農業資材の高騰なんかでも今回の事業で制度を考えておりますので、具体的な制度につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

議員のほうから質問がありました営農継続支援事業の内容につきまして、説明をさせて

いただきたいと思ひます。

まずは議員ご指摘のとおり、昨今の急激な円安等の状況によって、農林業者や商工業者も含めて、各業界の経営が厳しくなるということで何らかの行政の支援を求める声が増しに高まっているということは認識をしております。

そのような状況下で、役場内でもこの間、財源のほうは限られておりましたので、いかに有効に活用していくかということ、議論をしてみました。協議の結果。今回9月補正予算の段階については、一番困っている業種、これは本山町の第一産業で一番多い、ウエートを占めております農業者に対する支援がやはり、まず先に必要であるということから、今回、農家に対する支援策としまして、本山町営農継続支援事業というものを新設し、事業化を検討しております。

この内容につきましては、大きく四つの項目がございます、まず一つ目が、農業用機械代の修繕であります。

まず、この事業の対象者になりますのは、主に農地面積でいったら30アール以上ということ、あと、施設園芸とか露地野菜をしているのは30アール行かなくても対象となるという、農業センサスのほうで、農業経営体という基準がありまして、それにのっとった農家としております。専業農家はほぼそれに対象になるというふうに考えております。

その対象農家に対して農業機械の修繕、これから秋の作業が始まりますので、コンバインとかトラクターが故障した際に、1機種上限5万円の修繕に対する補助を予定しております。1農家2回までということ考えております。

それと、農業省力化支援技術導入支援ということで、これも農業者、各農家の創意工夫で新しい技術を導入したりとか、作業効率化のためにこういう機械を導入したいという要望がありますので、それに対しまして上限が50万円ではありますが、これの支援をしていきたいということで、現状4経営体の予算で200万円、予定をしております。

あと、昨日の議員の質問の中で出ましたが、今後の政策課題として肥料のほうを20%削減しなきゃいけない、こういう国の方針がありまして、それを達成する一つの方法として、有機堆肥を土づくりに利用することによって化学肥料を低減する、その必要性の観点からそれをまく為のマニアスプレッダーという機械を想定しておりますが、その機械代に対する補助、そして実際、堆肥代、機械の借上げ代、そして作業委託に対して、そういう農地に作業オペレーターでまいていただいたりする費用に対して4分の3を町のほうで助成する、そういう仕組みを現在予定させていただいて、それに対する補助等を考えております。

以上のような補助制度を入れることによって、資材高騰等で非常に厳しい状況にあっております農家の方々を支えていきたいということで、この補正予算を予定させていただいておりますので、またよろしくお願ひをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）一応、この営農継続支援事業費の補助金制度については分かりましたけれども、今回の場合は一番困っていると思われる農業者ということで限定されたということでもありますけれども、ほかのこういった農業者、それから個人もありますけれども、修理だけではなくて、いかんような問題も出てくるというところがあると思います。だからそういうところ、ちょっと金額が張りますけれども、そういうところも考える必要があるんじゃないかということと、例えば農業者だけではなくて、林業にしても、それから商業にしても、これから継続していくお金、例えばいろんなものが上がっている、燃料も上がってれば、機械も上がっているということで、継続がだんだん難しくなっている。特に商売なんかでも、上がった分、仕入れ価格はかなり上がっているけれども、それを一回にどんと、消費者の方に転化するまで行っていないような事業者もおられるわけです。100円上がっても五、六十円でとめているとか。これがだから段階的にどんどんと仕入れ価格もこれから上がってきたら、余計経営状態が悪くなるということで、いわゆるこの農業継続支援だけではなくて、他の事業に対しての事業継続支援というような形でいろんな団体の意見も聞きながら、当然やらないかんとは思いますが、ここで町長が産業振興対策で、今回の燃料費高騰、肥料価格高騰対策としてやられたわけですので、産業振興という観点、すなわち、農業者のあれだけではなくて、もっと広い産業育成と、産業振興という形での、もうちょっと広いところを拾わないと、やはり公平性というか、農業者だけがというようなことも出てきますので、やはりもっと広い範疇で採択を考えるべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、農業以外でも、支援を求める声は行政の方にも届いております。

例えば、輸送運搬業者なんかは、この燃料費高騰の影響を受けまして、かなり非常に厳しい経営状況になっているというようなこともありますし、あと、この農業以外、他の産業にどうしていくかということも、今後の検討課題というふうになっております。

なお、これは今後のコロナの追加交付金が配分されることが前提となりますが、それが配分されるということになりましたら、各業界の声をよく聞きまして、その中でも優先順位をつける必要性はあろうかと思いますが、困っているところに支援が届くように努力してまいりたいとは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）先ほど町長が言われたように、補正でまとまってではなくて、もうできるところから、ある程度、一つでも二つでも対策ができれば臨時議会を開くなりして、早目に執行していくというような感じでやっていただいたらなと思いますので、産業育成と産業振興という観点から、全体的なことあるいは低所得者に対する生活支援の面も考え

て、早急に検討していただきたいと思います。で…

○議長（岩本誠生君）次、進んでください。

○3番（永野栄一君）それでは、3番目ですが、交流人口の拡大策についてを質問いたします。

これはちょっとすっかりライフワークになってきましたけれども、実現できるまでは、毎回ではないですけれども、たびたび質問をさせていただきたいと思っております。

これを私の、先ほど言ったように、ライフワークということで、本山町の活性化対策としては、私は、よそからいろんなものを誘致してというやり方もあるかもしれませんが、本山町にあるものを活用して住民の誇りを醸成しながら雇用の場を提供していくということが、私は重要じゃないかと日頃から考えているところであります。

本山町には山や川、歴史のほか、特異な地質帯を有した場所があります。また、町内では住民の方の民泊や集落活動センターが、昔でもあるような住民活動の活発な地域でもあると認識しております。それらを融合させれば交流人口の拡大にもつながり、本山町が活性化され、過疎化対策にもなると考えられます。

町は交流人口拡大策をどのように推進しようと考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）交流人口の拡大策について答弁させていただきます。

本山町では山や川、棚田や、それから食ですね、など本山町にある資源を生かした交流人口の拡大という考え方は、永野議員と同感であります。

コロナ禍ではありましたが、モンベルアウトドアヴィレッジ本山では、年間来客数が6万人を超えています。また、汗見川や行川の集落活動センターやそういったアウトドアヴィレッジも含めまして、そういう拠点といたしまして交流人口の拡大が、町なかの拡大、それから町なかのにぎわいづくりや地域への資源と連携すると、すみません、言葉がまとまりがなくて。そういった拠点とその地域の資源が連携して取組が展開されると。町内全域に波及効果が広がるという取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

コロナ禍をきっかけに旅行の形態も変化しておりまして、近距離で安全で、体験型観光が非常に注目されております。昨年も、高知市内や遠くても近畿圏からも修学旅行で本町を訪れ、ラフティングや棚田の散策などを楽しまれました。こうした、今後、教育旅行の受入れも積極的に情報発信していきたいというふうに考えております。

また、体験型では、インストラクターの養成も必要となってまいります。その養成にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）補足説明。（「ない」の声あり）

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）町長も同感と言ってお聞きましてありがとうございます。

今、コロナ禍ではありますが、先ほど6万人の交流人口ということで、意外とコロナ禍であっても、アウトドアなので、そういった感染症に対しても比較的強いといえますか、あんまり影響を受けないというようなところもあって、大変来客数もこれからも増えるんじゃないかというようなこともありますので、町長が今言われたようなことで交流人口の拡大対策を着実に進めていっていただきたいと。

ただ、個々の施策だけをやっている、一貫性がないというか、やはり大きな目標の中でやるほうがPRだとか、それから予算も取りやすくなるというんじゃないかと思います。

その一つの案として、個人的には、私は本山町ジオパーク構想と、常日頃からちょっと質問等あるいは発言させていただいているんですけども、看板ですよ、こうだというアピール度がやっぱり、個々の施策をやるよりは、こういった全国的あるいは世界的になるかも分かりませんが、こういった組織のあるような言葉、ジオパークという言葉のイメージとか知名度とかいうのを利用すれば、やはりPR度が上がるんじゃないかと思えます。

そこまでまだ行ってないと、ジオパークに手を挙げるほど行っていないというところも見分けられるわけですけども、やはりそれを目指さないとなかなかそこには到達しないと思うんです。

今後いろんな交流人口の拡大について、それぞれ個々の、先ほど言ったような体験型メニューだとか、山岳関係の交流人口の拡大策と言われましたけれども、そういった個々で今後やられるのか。

町長、まだなっってから言い切っていないので、改めてお伺いしたいんですが、今後のジオパーク構想に対する考え方、捉え方というのがどういうものであるかについて、少しお聞かせ願えたらと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

個々にやるのか、それぞれの資源を連携させてやっていくという考え方は、先ほど話したとおりですが、それをどういうふうに本山町として表現していくのかということもあるんだろうというふうに思います。アウトドア体験の町とか、すみません、僕はそういうキャッチフレーズが苦手で、そういうふうなところを、そういうキャッチフレーズ、本山町はこういう町なんだというところを、それにはこういう資源があって、こういうアクティビティというんですか、もあって楽しめたり勉強ができたりということが、情報発信していくことだろうと思います。

永野議員の言われているのは、その大きなキャッチフレーズの中に、本山町はジオパーク構想に取り組んでいるんだということを打ち出していくべきじゃないかというご指摘だろうというふうに思います。

ジオパーク構想、私にもわか勉強で申し訳ないんですけども、ジオパークというのは、何ていいますか、石とか川とかいうだけではなくて、もう少し広く捉えて、食から生活か

ら文化からというのも一つの、何ていいますか、エリアというか、として捉えてジオパークなんだというふうに、何かで私も勉強したところでしたけれども、そういう意味では、例えば、ジオパークという捉え方もあるのかなというふうに思います。

ただ、これはやはり、本山町の住民の方にもジオパークとはこういうもので、本山町はそういうふうな方向で取り組んでいくんだという、醸成ですね、先ほど言葉がありましたけれども、そういうふうなことがなされていかないと、やはり、ジオパーク自体がまだ一つの資源というふうな捉え方になりかねない、枕状溶岩にせよ、紅簾石にせよ、根下がりヒノキですか、そういったのにしても、またジオパークというのが一つの資源だというふうに捉えて、本山町全体がジオパーク構想で、食も文化も自然も、そういうことで取り組んでいるんだということをまだまだ住民全体の醸成ができていないというふうな感じを、私は持ちます。そういう意味では、やはりそういう地質的にですね、私は苦手な分野ですけども、非常に珍しい地質で、地質学者なんかは勉強にというか、来られるということもお聞きもしていますし、先ほど言いました資源なんかもございますので、そういったものをまず住民の方に、本山町にはこういう資源があるんだということを知らせていくということも、すごく大事なことだろうというふうに思います。

そういったことをやっぱり知らせていく、広報していく、研修会も開くとかいうことを進めていかなければならないなど、そういうところから醸成していかなくてはならないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） まさにそのとおりだと思います。

教育長はもうちょっと突っ込んだ考えを持っておられると思いますけれども、いわゆる住民の生活もジオに入るし、教育も入る。全てが、ここの地域で住んでいること自体がもうジオなんですよね。

だからそういう、住民に対してやっぱり情報発信をしていかないと、前へ進まないというか、住民の方も理解して頂けない。だから本山町として、交流人口の拡大のため、そして住民の人たちの自尊心というか、本山町はもの凄いいところなんだという誇りを持てるような生活ができる、あるいは雇用創出も発生するというようなところをやはり発信しながら、本山町には、今言ったように、アウトドアの里もあれば、民泊もある。集落活動センターもある。それから棚田もあれば、いろんな地質資源あるいは森林資源、今日、なないろのあれと言っていましたけれども、やっぱりああいった生態系なんかもジオなんで、全てにおいてジオなんですよね。

だからそういうところの大きな看板になるようなところも見据えながら、個々に充実をさせていくと。ただ、大きなあれがないと、個々にやってもそれぞれの施策でしかないんで、ぜひ、このもっと大きな目標である、私の発する、ジオだけではないとは思いますが、私はジオが、本山町としてはいい方策じゃないかと個人的には考えています。

町としても、やはり本山町の発展のために、交流人口拡大を図って、やはり住民の方も

生き生きして生きられるというか、本山町は本当にいいところやなというような気持ちを持っていただくためにも、やはりジオパーク構想を一歩でも前に進めるように、何ていうかな、講習じゃないですけども、いろんな機会を捉えて住民の方に広報していただき、その中で住民たちも、ちょっとやってみようかというところになれば、もう町長もゴーサインを出していただけたらと思いますけれども、やはりそういった発起というか、一つのきっかけをつくるために、あるいは住民の意見を伺いながらという点では、やはりいろんな説明会とか、講師を招いてジオについての講演とか何かを開いていくということをしていただければと思います。町長、そういった細かなところではありますけれども、少しでも町発展のために、一つの施策として進めていただけるような気があるのか、ちょっと最後、伺いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もう十分、その気がございます。

永野議員からご指摘を受けたことについて、本当に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

やっぱり私なんかも知らないことがたくさんあつたりします。そういうところで、本山町はこういう資源があるんだとかいうことについて、気づきにつながるようなことにも取り組んでいきたいと思います。

参考ですけども、小学校の副読本がありますけれども、あれなんかを見ると、たしか紅簾石のことなんか書かれてありましたし、枕状溶岩のこと、それから地域の歴史のことも本当に、私あれ、いつも参考にしています。そういった資料なんかもございまして、そういったものも活用もしていきながら、住民の皆さんにも、それから職員も、私も勉強していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）是非、そういった方向でお願いしたいと思いますが、本当に、よし、ゴーと、これで行くぞというような段階になる前は、やはりいろんな専門家の意見もお伺いせないかん。それから、もちろん住民の協力も必要なわけですけども、やはりそういったところを意識しながら、交流人口の拡大策について力強い歩みを行っていただきたいと念願しております。

昼前になりましたので、これで永野栄一、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって3番、永野栄一君の一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩を取ります。

休憩 11：49

再開 13：00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君の一般質問を許します。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 皆さん、こんにちは。

8番、大石教政、議長の許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、世界を見てみますと、ウクライナ侵略戦争がまだ続いており、また、これから冬場の時期に入ってくる中、生活インフラの破壊とかあって、大変厳しい状況の中で過ごされていると思われま。また、アフガニスタンでは、やはり女性の権利とか学校とか、まだ行けなかったりとか、非常に厳しい状況が続いておると思。また、イギリスにおいては、エリザベス女王の、長年国のために尽くされ、世界のために尽くされて来られた方の死があったり、また、近隣では中国・台湾、やはり日本に近いところの平和が続くべきであると思われま。

また、日本においては安倍元総理が選挙遊説中の銃撃により亡くなった。やはり民主主義に対する、これは非常に暴力、到底許されるものではないと思われま。また、旧統一教会問題、靈感商法とか、やはり解決すべき問題も残っておると思。また、旧統一教会問題、靈感商法とか、やはり解決すべき問題も残っておると思。

また、県内、町内に目を移すと、物価高とかコロナ対応、あと円安による物価高生活苦、今後やはり行政、議会等の対応も非常に問われてくると思われま。

今から秋の实り、これから稲刈りとか運動会とか、いろいろ出てきます。台風等もありますが、その中でも確実に実りの秋も近づいてきておるんで、やはりこの実りを、しっかりとした実りに結びつけていくことが大事と思われま。

また、国の財政においても、やはり赤字、国債の発行をいかに抑えて、財政状況を健全化に持っていくかということ、非常に大事と思われま。幾ら日本に資産、予算があり、円の発行だけなんで、いざとなったら円をつくれればみたいなことでは、日本の格付け、信用も落ちてくるので、やはり規律ある財政再建、負担もしながらでも財政再建も非常に大事と思われま。

それでは、一般質問が、大項目で、調整課題について、地域資源の活用について、コロナ対応について、災害・防災対策についての4点になっております。

まず、第1点目として、急激な物価高による生活への影響が出ておりますが、住民の方に対する支援策ということで、町の方でも色々な支援策をつくっておると思。お伺いします。

支援策の中で、8月開始のプレミアム付商品券の状況は、昨日とか前段の議員の答弁とかで分かったんですが、1回の5,000円の購入で、100%1万円の買物ができると



ということですが、この5,000円がなかなかいろいろな事情によってかなえられない場合があったりするときには、やはり5,000円の負担が重くて買えなくなる場合もあるのではないかと思います。これをやはり負担が無しで5,000円のプレミアムの給付ということが非常にいいのではないかと思います。5,000円を持ってきて買いに来てもらったら、手続とか手間とかは便利かも分かりませんが、商工会とかもなかなか出てこれない人もおったりとか、やはり5,000円の負担が重くて、なかなか使いたくても使えない場合も出てくるのではないかと思います。やはり同じ給付するんでも、プレミアムをするんでも、負担のないような状態でプレミアムをつけてやるのが、非常に親切というか、町民の方にとっては非常に使いやすいのではないかと思います。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）2番、大石教政議員の一般質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、急激な円安やエネルギー価格の上昇、ウクライナ情勢などによりまして、食料品などの日用品の物価も上昇しており、町民の皆様の生活を直撃をしております。このため、当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、プレミアム商品券、以前には飲食店応援クーポンとかございましたけれども、今回は、このプレミアム付商品券の発行事業を現在実施しております。

日々の生活に必要な物価が上昇しているということで、1万円の商品券を5,000円で購入していただくということで、その物価高の一部ではございますけれども、生活支援に繋がればということで、実施をしたものでございます。

今後ですが、国の補正予算の動きなども注視しながら、物価高対策に当たっていきたいと思います。その中で、ご負担なしでの商品券の配布についても、新たに検討はしてまいりたいというふうに思います。

なお、商品券を個々に郵送することについては、なかなか課題もあるということも担当のほうから聞いておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）何か補足答弁はないですか。

（「なし」の声あり）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）郵送で受け取りとかやっておるところもあると思いますが、やはり負担なしでのプレミアムというのも、本町でも1回はやってみて、どんな感じかというか、他の他所の町村ではやっているけれども、本町の場合はお金を持っていかないプレミアム券がもらえない、そこで格差というか、色々な便利なものは、お金とか余裕があったら、先に買いにいったりとかできるけれども、なかなか今月はちょっとしんどいけん、プレミアム券を買いに行きたくても買えんという人も非常にいたりもするんで、やはりこの不公平感というか、色々なってもいけないので、やはり郵便局受け取り問題とかもあると思

いますけれども、工夫して、それとか、受け取り選択制みたいに、郵便局の人に持ってきてもらって5,000円受け取る人とか、5,000円を商工会のほうへ持ってきて1万円分に替えるとか、いろいろなやり方というか、検討してもいいんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石議員のご質問に対しまして、補足答弁をさせていただきます。

プレミアム商品券事業ということで今年も展開をさせていただいております、先ほど議員ご指摘のとおり、5,000円を一旦支払っていただいて1万円分の商品を渡すという事業で、今年度実施をしております。

今後の展開の中では、その自己負担なしに商品券を配布するという提案でございます。そういうような事業を他市町村では実施をしたというふうにも聞いておりますし、その際には郵便局を通じて配達をし、手渡したというサインをもらったりして、そういう確認の下、実施をしたということも聞いております。

そういう方法も含めて、総合的に検討はしていきたいと思っておりますが、やはり金券ということになりますので、一番懸念しておりますのは、郵便局を介して配達をするんですけども、それが本人に渡ったかどうか、例えば家族さんに渡して、家族さんのほうで受領して、結局家族さんから本人に渡らなかったということで、ちょっと色々そういうトラブルがあったというような話も聞いておりますので、色々そういう懸念するところもあります。

どういう方法がいいのか、今また慎重に検討しながら、そういう事業も展開も含めて、今後この物価高の支援策として考えていきたいと思っております。

以上、答弁にさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）答弁、ありますか、まだ。

（「ありません」の声あり）ないそうです。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）プレミアムも今後もよき方向へ向いて進んでいくべきだと思います。

続きまして、環境、省エネルギー対応として、太陽光発電を町として推奨できないのか。今非常に燃料とかエネルギー価格も上がってき、太陽光の売電、買取り価格も下がっては今きておりますけれども、やはり燃料高騰とか、あと家庭とか職場、自家消費なんかでも非常に有力になっており、環境対応にもなってくる。今非常に見直されてきておりますが、これを国なんかも太陽光発電を2倍ぐらいに引き上げる目標を持って、補助事業みたいなこともやっておるようですが、本町としても、やはり積極的に取り組んでいくべきではないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）太陽光発電の支援というところの、推奨というところの話

ですが、まず補助制度などをちょっと調べさせていただきました。県、国というところなんですけど、まず県のほうへ問合せをしたところ、本年の6月から補助制度を、間接補助制度にはなりますが、制度ができておりました。県の担当課に、その補助制度の活用というか、市町村活用について意見交換というか情報収集させていただきましたが、現在のところ、まだ利用ないというところでした。

市町村支援においては、令和3年度においては14市町村のほうで、そういった補助制度があります。先ほど議員からお話がありましたが、以前ですと固定買取り制度を視野というか、そういった観点で売電目的の制度化ではありましたが、今、今日というか、脱炭とかカーボンニュートラルの世界の中では、いわゆる個人向けの住宅について、先ほど言いました自家消費、自分くで自宅で使うエネルギーについては自分くで消費するような、そういった流れにはなってきております。

現時点では、本山町として制度設計まで至っておりませんが、県並びに関係町村にちょっと問合せをかけながら情報収集して、研究を始めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）高知、四国とかでは、電気の使用制限なんかはかかってないと思いますけれども、やはり原発が止まったりとか、燃料が入ってこなくなったりした場合、電力が足らなくなったようなときに、今電化が進んでおるので、冬の暖房とか、また夏場暑いときに節電でどんどん電気が足らなくなったら、エアコンとかも止めんといかん状態とかも起きてきたりする場合もあるので、やはり生活、命に関わってくるようなことも起きるような今現在になっておるんで、やはり太陽光とか自分で今できる電気は、自分のところでインフラ整備とか、命を守るようなことにもなるので、やはり色々な制度を取り入れて、町の方でも積極的な働きかけをすることが、町民の方の幸せ、福祉の向上になると思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）先ほど言いました災害とか、そういったときの活用ということも確かにございます。本山町としても、脱炭素、カーボンニュートラルも宣言しておりますので、その中で再生エネルギーというところの一つ目標にしておるところです。

町としての財源のところもございますし、そういったところの財源確保と制度設計というところをしっかりと研究していきまして、できれば国の補助金なども、交付金なども活用できないかと検討していききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、産業振興センターの活用と進捗状況。

産業振興センター2階のほうは、嶺北地域の観光交流センターが入っておりますが、1階は食材なんかの加工的なものに使いたいということで計画とかもして、説明とかもあり

よったんですが、その後どのように進んでおるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石議員のご質問に対しまして、補足答弁をさせていただきますと思います。

産業振興センターの活用の状況であります。昨年度、産業振興センターの今後の活用方策につきまして、町民より広く意見聴取をする会を2回行っておりまして、商工会青年部や婦人会、老人クラブなどから幅広い階層からご意見をいただきまして、様々なアイデアをいただいております。

現在、それを受けまして、さらにその議論を深めていくために、検討会、ワークショップの準備に入っております。現在、ワークショップをコーディネートしていただきます会議推進委員さんの募集作業に入っておりまして、9月中には推進体制を整えて、10月頃から町民主体としますワークショップ、この中では、地域資源の活用方法を探る部門で協議を始めていく計画であります。

今後の利用方法を、まず町民の意見を反映して方向性を定めまして、続いて国の事業等につなげていきたいという考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）以前に食材の加工所とか、加工するみたいな計画というふうに言われておったんですが、今そういうことは全然進んでいないのか。新たに計画、今後白紙状態で計画して、いつ頃から活用を目指す方針なのか、ずっと議論も永遠にしよってもいかんと思うんで、チャレンジショップに使うとか、いろいろ取りあえず何か活用しもって、議論しもってとか、単発の利用とかも考えられると思いますが、お伺いします。

下も使えるんやったら、時々ダンスホールやないけれども、色々な単発的に使いよって、その間にまた協議してやっていくのも非常にいいんじゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきますと思います。

産業振興センター1階部分の活用に向けましては、ちょっと私も現地の方を確認させていただきましたが、活用するためには大規模改修が必要な状況になっております。以前、レストラン部門ということで活用してきた機械・機器も、かなり古くなって、そのままの状況でありますので、そのリフォーム工事に入ります前には、やはりこういう形で利用するという方向性をしっかりつくり上げて、それに沿った改修をして、例えば加工所等の方向性が出ましたら、それに向けた改修をして利活用するということで、ちょっと建物も古くなり、状況が非常にリフォーム、修繕工事を要する状況でありますので、そういうことも踏まえて、それにつながる検討を今回、更に深めていくということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）それで、来年、令和5年か6年ぐらいから活用に向けていくのか。置けば置くほど、建物も古く何もかも古くなって、非常に設備更新というか、お金もかかってくるようになると思いますが、いつ頃からの活用するか、その活用のめどを決めておいて、それに向けてやっていかんと、ずっとあれをしたらええやろか、これをしたらええやろか、議論だけで終わってしまうような危惧もされますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきたいと思います。

具体的には、ちょっとスケジュール的なものは、まだ持つてはいないんですけども、本年度、先ほど言いましたワークショップの中で一定の方向性を見いだすという取組を始めますので、そういうのが整いましたら、令和5年度中には、リフォームの設計作業には手がかかけられればというふうに、そういう形で進んでいきましたら、次年度以降の建設工事にもつながっていくと思いますので、目標としましては、令和5年度に、そういうまずリフォーム、修繕の設計の中に入っていける形を目指したいとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）次に、れいほく地域振興株式会社の株主としての対応、貸付金問題等を含めて、株主としての対応はどのようにするのか考えておるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）れいほく地域振興株式会社についてですが、一般的な株主の責任であれば、出資した出資金の範囲内での有限責任ということになるのではないかというふうに思います。ただ、一般的な株主とは少し違うと、ご指摘にありましたけれども、貸付金とかいうものもございしますので、少し私は違うというふうに考えています。

2018年3月に、同株式会社の株主総会が開かれておるようでして、再建案等を株主として否決したと聞いております。また、建物の指定管理を打ち切り、営業ができなくなったという経過がございます。

その後の対応につきましては、引継ぎでは、弁護士と相談の上、法人の清算を含むなどの事務を町で行うことはできないと判断しているという、弁護士と相談した上で、そういう判断を受けているということでございます。

様々な問題もあるのではないかとというふうに思われますので、今後、私は時間が少しかかるのかなと、慎重な対応が必要なのではないかとというふうに考えておるところです。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり町が100%の株主であり、第三セクター方式によって経営もしていた町も民間会社もお互い助け合ってやっていた会社なので、やはりこれを早期に解決つけて、また次のステップへ進んでいくということをせんと、なかなか町と民間の会社との信頼関係とかが壊れたままで、ずっと解決に時間がかかっているのは、非常にどん

なんかと思われます。

小さい人口、集落の中でも、やはり町と町民の方、民間とお互い協力して力を合わせてやっていかないか途中で、このれいほく地域振興株式会社問題、株主としての町も、これを早期に解決する、これは国内の、県内の、本山町内のことであるので、解決できんような問題はないと思うので、そこはお互い汗を流してもって、1日も早い解決に向けて取り組んでいかんと、対外的にも非常によくもないんじゃないかと思われます。やはり本山町未来発展のためには、1日も早い早期解決、打開策が大事じゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘を受けておりますが、2018年にそういう経過がありまして、4年が経過しております、私もその財務状況とか、その中身について把握できていないところがございますので、早期にというふうにご指摘ありますが、これはなかなか、少し時間がかかると、私は実感的に思っております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）1日も早い解決に向けんと、やはり後へまた町のかんだ事業とかがあった場合に、なかなか解決できていかないというのが問題が尾を引くと、後の事業とかにもまた差し障りが出ていかないの、一刻も早い解決に向けて努力していくということで。

続きまして、④として、庁舎移転後の市街地が寂れると思われますが、市街地の空洞化というか、市街地対策、中心市街地、商店街の活性化ということで、やはり空洞化ということは非常に活力もなくなったり、自分たちの町の中心と思う中心市街地が寂れていく、寂しくなっていく、中心市街地にはレジャーや文化でも接続できるような魅力ある重要な部分と思われますが、また、市街地の連帯感を保つ上からも重要と思われます。

本町としても、すぐ半年後ぐらいには庁舎移転とかもありますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）ご質問にお答えします。

市街地対策として、昨日以来、一般質問の他の方からも質問がありましたが、この9月議会において、委員会の立ち上げのための予算を計上しております。委員会の中では、先ほど議員が言われましたようなところもご意見として上がってくるかと思われます。そういったご意見を踏まえながら、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）それと、今の現庁舎の取壊し時期とかは、いつぐらいとか考えておらんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えします。

具体的には、この時期ということはまだ明言できませんけれども、4月以降引っ越しをし、取壊しというのが起債を借り入れる条件にもなっておりますので、速やかに取壊しが進むよう、来年度検討してまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）来年度庁舎取壊しということですが、取り壊した後に、大原文学館とかも建て替えになっておられるので、文学館とか文教の町、図書館も近いし、文学館と図書館を合わせたようなものを造っても、やはりまちなかの賑わいが出るのではないか思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

大原富枝文学館を含めさくら図書室、埋蔵文化財等の今、運営等の現状、あるいはこれからの展開についての意見を頂いておりますし、また、施設の在り方についても意見を頂いている中で、やはりこれまでのようなそれぞれの施設だけの機能だけではなしし、交流のような機能を持たせたほうがいいのではないかというような意見も頂きながら、今協議をしているところでございます。場所等についても、こういった方向がいいのではないかというような意見につきましても、それにつきましては、まだ出ておりませんが、今後いろいろな意見が出てくるものと思われます。

そういったような意見をいただきながらまとめをして、町の全体的な計画と合わせて、場所については検討していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、この中央公民館につきましては、議員ご存じのように、今耐震診断をしておりますので、その結果も踏まえながら、文化施設等の整備については検討していきたいと思っておりますし、まちづくり、あるいは政策企画課の方で進めているまちづくり全体の構想とも併せて整備をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）現庁舎が、やはり撤去、更地になると、非常に広い土地が更地のままでおくと非常に寂しい、余計空洞化というかになってくるので、この公民館の耐震結果なんかも踏まえて、文学館とか公民館、図書館なんかを複合的な文教の町の中心施設のような計画とかもして、あと有利な補助金とか使える制度があれば、そういうのも探しながら、やはり一歩ずつ町なかの活性化策のが、本当、やはりこういうときにみんなで力を合わせていいものを造っていく、そうせんと、やはり空洞化対策、活性化策と言うばかりで、なかなか何もできん、更地が増えていくよなばかりじゃいかんと思いますが、やはり色々な委員会とかも聴きもって、また、町の方でも情報とか提供しながら、よりよきものを早く造っていくことが大事じゃないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）色々な文教関係でしたら、そちらの委員会もありますし、町なかの委員会も立ち上げを目前にしておりますので、そういったところでも論議をしていただき

ますし、町の方からも情報提供をとということでございましたので、町で、もし色々考える部分がありましたら、あまり委員会を左右するようなことになってもいけませんけれども、情報提供ということについては、当然委員会の方にもしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 続いて、⑤として、更新住宅の入居状況をお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 8番、大石議員の質問にお答えいたします。

現在、更新住宅につきましては、40戸が完成をしており、37戸に入居が完了しております。残りの3戸のうち、1戸につきましては、住み替えの対象者の方が入居後に退去されましたので、現在、行政連絡やホームページで一般募集を行っておるところであります。残りの2戸につきましては、現在、西木戸団地にお住まいになっておりまして、移転の協力をお願いしておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 2件の方は入居待ちということで、それで、入居後の改良住宅の取壊し時期はいつ頃を考えておるのか、また、取壊し後の整備計画は、どのように考えておるのか、どのような計画かお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） お答えいたします。

改良住宅の西木戸団地につきましては、空き家になっている部分から数年を経過したところがあります。部分的に取壊しが進められるかどうかも含めまして、庁内の関係部署と協議しながら準備を進めていきたいと思っております。

取壊し後の整備計画につきましてはですが、現在のところは、まだ未定であります。町有地を有効活用できるよう話し合いをしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） かなり住宅の取壊し、あるいは更地も大変増えておると思いますが、公園整備とかいろいろな遊具の設置とか、色々な計画がまだこれから地元の方や何かと協議して進めていくということを予定なのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 今のところまだ全くの未定で、当然、案は町のほうで検討しなければならないと思いますけれども、周辺の住民の方、関係するところとは協議をして、有効に活用できるよう検討していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） あと、広い住宅、取り壊した後に、非常に更地がたくさんできてお



りますが、今後住宅を建てる予定とかは考えておるのか、おらないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今のところ、まだ、そこに住宅を建てるという予定はありません。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑥として、老朽化した町営住宅とかもありますが、町営住宅は老朽化しても、なかなか家賃が下がらないというか、高いんではないかみたいな声も出ておりますが、例えば吉野の旧の教員住宅とか、ちょっと近隣町村よりは高いんじゃないかみたいな声があったりしますが、本山は本山町なので、家賃政策によってやっておると思いますが、やはり老朽化が進んでも、なかなか家賃も下がりにくいのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えします。

住宅の家賃につきましては、住宅を建設したときの事業と申しますか、その性格による部分もあります。公営住宅の家賃の決定につきましては、公営住宅法によります。公営住宅法では、公営住宅の毎月の家賃は、毎年度入居者の収入及び住宅の立地条件、規模、建設のときからの経過年数等に応じて、近傍の住宅家賃以下で法令が定めるところにより事業主体が定めるということになっております。

老朽した住宅の家賃を下げたらどうかとの趣旨でありましたけれども、公営住宅においては、法律によって算定されるもので、入居者にご理解をいただけるよう、チラシなどでお知らせをして入居していただくということになります。

また、公営住宅以外の一般住宅についてですけれども、地方自治法225条の規定によりまして、本山町有住宅等使用料条例を定めて、家賃を設定しております。

家賃の額につきましては、住宅の広さや利便性、老朽具合など様々な金額となっておりますけれども、特に一般住宅で建築年数がかなり経過している住宅につきましては、1,000円から6,000円までの家賃となっております、比較的安い賃金設定となっております。

なお、家賃の見直しについては、条例の改正も必要なことから、慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり家賃も条例とかで制定してあるということで、住宅の見直しというか、なかなか維持修繕が追いついてきていないと思われまますので、限られた予算の中とは思われますが、維持修繕を早め早めにやっていくようにすべきではないかと思われまます。そこが遅れていると、非常にまた借りている人も生活がしづらくなるのではないかと思われまます。ストレスがたまってくるのではないかと思われまます。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）老朽住宅の修繕につきましては、前段、午前の議員の方からの質問の中でも申し上げましたとおり、耐震の状況がないところもあるということも含めまして、課題となっております。

ご指摘の老朽住宅の修繕につきましては、入居者の方からも様々なご意見等寄せられております。その都度、町の方では予算を確保しております、でき得る対応をしておるところであります。

午前に申し上げましたとおり、今後、住宅の改修そして耐震ができておるところへの住み替えといえますか、移っていただくなどの話合いもして、快適に過ごしていただけるような環境を整えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑦として、やはり高齢化も進んでおり、住宅周りの草木への草刈り等もできない方も増えておると思いますが、町の方での支援策の様な事は、何か考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えします。

住宅、町営住宅以外の住宅のことも含めてのご質問だと思いますけれども、基本的に私有財産につきましては、その土地の所有者あるいは管理をしておる方で解決をしていただくということになってくると思います。それは、その方が、どなたかに頼むとか、あるいはご自身でしていただくという事になってくると思いますけれども、ご指摘の高齢者の方、これも午前にご質問のあった、中々自分ではできにくいという方への対応だと思いますけれども、今のところ、そこを支援するという手だてまでは、町の方では出来ていないというところがございます。

午前には、今後検討していくというふうに回答いたしました。すぐ解決になる方法ができるというふうに、ここでは明言できませんけれども、できる手だてを考えていきたいというふうなお答えでしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今、高齢者などが若い時はできよかったのが、だんだん色々なことができなくなってきたおる、それとやはり孤立化みたいなことが非常に起こってきておると思っています。地域の民生委員さんじゃないですけども、小まめに足を運んで、いろいろ聞いてあげられるような社会づくり、地域づくりが非常に大事ではないかと思われま。非常にちょっとした手助けがあれば、非常に生活の向上化も助かるようなことが、今非常にできなくなっている。田舎というか、小さい町なかでも、地域社会のつながりも弱くなってきている。こういう中で、何か人と人が結びついていって、課題解決がなっていくと、非常にまた活力も生まれて、いい影響が出ると思われますが、今何かコロナ禍で余計人の行き来も減っていると思われま。地域の輪づくり、支援の輪づくりが非常にこれか

らの本山には大事じゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）今、町としては対応ができないという答弁だったんですよ。

○8番（大石教政君）それで、対応できるように考えていくべきじゃないのかという質問。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）やはり先ほど総務課長のほうからもお答えしましたが、今制度として、なかなか高齢者の住宅周りの草木の除去というのは、制度としてありません。なかなか独り暮らしで、そこまで手が回らないというようなことも出てきておるとお思いますので、すぐに制度化できるのかどうかということについては検討してみなければなりませんけれども、やはりそういう状況というのは起こっているだろうなというふうな認識はしております。

今後、地域を見守っていくと、そういう地域の皆様で相互で見守っていくということも大事ですし、今後、今募集もかけておりますけれども、集落支援員の方なんか地域を回る中で、そういうお宅なんかも情報としてあれば、今後もどういふふうに対応していくのかということについては、検討していかなければいかんのではないかというふうに思います。

コロナもありまして、いわゆる地域や家族や職場など、午前中も話しましたけれども、非常に支え合いとか、つながりが弱ってきておるといふことは、そういうふうにも私も実感いたします。やはりそういう相互に支え合うという機能を皆さんと一緒につくり上げていく必要があるといふことは、実感としてございます。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、大項目2番の地域資源の活用についてということで、①として、農業クラスター事業の現状を、まずお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石議員のご質問に対しまして、補足答弁をいたします。

農業クラスター事業の現状ということですが、松島地区に企業誘致して展開しておりますエフビット社の本山プロジェクトについて、まず次世代ハウス事業でございまして、8月上旬までにハウス全体の4分の1の面積を使いまして、パプリカ栽培の実証実験を実施いたしました。実証後の評価といたしましては、今年は春先から天候に恵まれたという影響から、パプリカの大玉が多く収穫できたことによりまして、当初計画より数量以上の収穫があったという報告を受けております。

また、その実証実験の際に、販路のほうもいろいろ検討しておりましたが、JAの系統出荷以外にも、複数の四国内の量販店から取引のお話が来ておるといふふうにも聞いております。

また、8月下旬からは、1作目となります苗の定植作業、これはパプリカ苗を約2万8、

000本定植をしておりますが、その作業も無事終わりました、約1ヘクタールのハウス全体に栽培を拡大して、11月下旬からの収穫が始まる予定となっております。

月に1回、町役場、県普及所、県リノベーション推進課、JA高知県、町農業公社そしてエフビット社が集まりまして、パプリカの栽培管理等を確認するサポート会議のほうも定期開催をして、関係者間の情報共有にも努めております。

なお、今後の課題といたしましては、収穫期に必要となりますパートやアルバイト等の人材確保の問題がございますが、これにつきましては、稲作農家等が農閑期となります冬場の作業が想定されておりますので、そういうところも含めまして、人材確保に向けまして、町のほうも協力をしていきたいと考えております。

続いて、4月より本格稼働しておりますバイオマス発電所につきましてでございますが、おおむね順調に稼働しておると聞いております。また、上半期に実施いたしました周辺地域に対する騒音の測定結果も基準値以内であり、経済産業省のほうからの審査結果の合格をもらったということで、先日、地元の松島地区にもその報告をさせていただいたところでもあります。

なお、その際の地元との意見交換の中では、基準値以下であっても、少なからず騒音の影響があるとの意見や、夜間、早朝作業に対します住民への配慮などの意見が出されておりましたので、今後も引き続き事業者と共に、誠意を持って対応策を考えていくということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）パプリカハウス事業の順調にしているということで、あと人材募集が、パート、アルバイトも多いと思いますが、正社員とかの雇用とかも増えると、また非常にいいんじゃないかと思われませんが、あと発電のほうも、騒音とかも基準値だということですが、やはり地元松島地区とか、また上奈呂地区とか、ちょっとした対応の時に騒音とかが基準値以下なんで問題ないみたいに言われた人もおったりして、地元そういうことを言うよるんではないけど、いきなり基準値以下じゃけかまんろみたいなことも言われたみたいにあって、ちょっとした話し方の持っていき方で全然違うと思うんで、丁寧な対応とかが非常に大事じゃないかと思われまして。

また特に上奈呂の方は、防風林じゃないですけども、木も切って非常に見晴らし、景観はよくなった分、やはり音なんか夜間とか夏場暑いときは窓も開けて網戸とかだったりすると、余計音とかも響いてくると思うので、松島、上奈呂とか、騒音とかが出ると、丁寧な対応というか協議が非常に今後の運営においても大事じゃないかと思われまして、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、やはり丁寧な説明が大事だと思います。私も業者と一緒に

に地域の説明会にも参加させていただいております。今後、また業者の方ともできる対応、そういうことも考えていきたいと思っております。

それともう一つ、上奈呂地区におきましては、当初やはり夜間に作業をされる、発電機のほうへチップの燃料をバケツで移すときに、やはり操作不慣れなこともあって、そのバケツのダンダンというような、そういう音がすごく聞こえておったようで、そのことにつきましては、業者とも作業員の方の技術向上等をしてもらうということで話をしておりまして、現在のところ、そういう苦情等は出ていないところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） なかなか夜間作業とかも、非常に厳しい作業の中で仕事をやっておられると思われま。また、バイオマス発電が出来たことにより、今まで利用していなかった木材の利用とかも、非常に進んできておられると思われま。また、高知工科大の永野先生なんか、工科大へも木質バイオマス発電とハウスを組み合わせた実証実験とか、また宿毛の方へもバイオマス発電所とかもつくって、今研究とかをしておるようですが、今宿毛のほうでは、軽トラに枝とか葉っぱなんか、軽トラ1車に積んできてもらったら700円で受入れをしているとか言っておりました。やはり山で捨てたものも利用する、また浅切りとかになると、伐採して回しても自然と方々から芽が出てきて、5年、10年ぐらいで循環的に切れる、また、高知県の山全体では、すごい年間の重油使用量以上に燃料とか原料もある、それも端材とか製品、製材以外の分が取れる、非常に有効利用が非常に多いということなので、本町としてもこのバイオマス発電と農業と組み合わせたのが出来たので、これを有効的にまだまだ利用していくことを、町行政と民間と力を合わせて町民の人に声とかも非常にもらわれてきておるんで、あと木材とか資源の活用も取り組んでいけるんじゃないかと思われま。お伺いします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁させていただきたいと思いま。

議員ご指摘のとおり、今回このバイオマス発電所をつくった意義としましては、嶺北地域にあります未利用の間伐材等を有効に資源活用するということも、目的の一つになっております。そのようなことも、今回提案といいますか、林業ビジョンの方にも、そういう取組の基本施策についても、そのビジョンの中でも掲げておりまして、バイオマス発電所の資源を地域の有効利用して、そして商業、林業の収入に少しでも繋がるようなことを、そういう取組を考えていきたいということでもありますので、林業ビジョンの計画に沿って、今後それを事業化に繋げていけるように、また考えていきたいと思いま。また、ご協力よろしくお願ひしたいと思いま。

答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） あと農業クラスターの方で、パプリカ、今販売、販路確保、色々し

しておるということですが、初期には東京のほうへも大型出荷するみたいな話も言われておったんですが、あと、その松島を核として、パプリカとか足らなくなったら、また周辺の町内とか農家からパプリカを集めて、一元的に出荷とかいうことも考えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきたいと思います。

この生産されたパプリカの販売につきましては、事業主体でありますエビットファームさんの方が、これは戦略的に色々営業活動によって高く売れる方向性を今検討しておりまして、色々な引き合いの声もあって、基本的なJA系統出荷というのを基本に置いておりますけれども、それ以外の販売方法も先ほど言いましたように声がかかって、色々な販売ルートで有利に販売していくという事を考えておるようであります。

また、本山町の方でも、さくら市という直販所の方へも、また今後については、そこへも販売していくという方向では、JAのパプリカ部会の方ともちょっと今現在調整が進んでおりまして、そこも販売の一つのチャンネルとして利用していくということにしておりますので、そういう形で幅広くこのパプリカを本山町のパプリカとして売り出していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）次、②として、J-POWERさんが国見山から南国の方へかけて、風力発電事業をやっておるようですが、現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）8番、大石議員の、仮称ではありますが、高知県国見山周辺における風力発電の進捗について、答弁させていただきます。

現在、電源開発株式会社が国見山周辺の本山町、香美市、大豊町の境界付近で計画する事業であります。最短で2027年度の運転開始を目指しております。現在、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手續や、風車設置候補地におけるボーリング調査、そして工事や機器輸送に係る設計検討を行っている、事業者から報告を受けております。

環境アセスメントについてですが、昨年まで環境現地調査が行われ、工事や風車の稼働による環境影響を予測評価した環境影響評価準備書を、本年6月14日に公表されております。

本町をはじめ関係自治体で約1か月間の縦覧が行われたところであります。また、本町では、6月24日に本山町のプラチナセンターにおいて、事業者主催ではありますが、説明会が開催されております。

環境影響評価準備書では、2,300キロワットから3,000キロワットの風車を全部で21基設置し、最大出力は5万600キロワットの発電所の計画であることが記されております。

なお、2018年に公開された計画では、本山町の大石、土佐町側での風車設置も計画しておりましたが、環境調査の結果、稀少の鳥類が生育されたということで、環境などを配慮いたしまして、土佐町側と大石側での計画は取りやめられたと聞いております。

本山町では、変電所と風車を3台設置される予定と聞いております。現在の状況の報告とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）自然エネルギー、風力が風あれば昼も夜も発電できる、今燃料とか非常に価格高騰の中で、安定した電源確保になるのではないかと期待がされております。

あと、その周辺畜産農家の方が、風力発電予定地ぐらいから水、水源地とか水を取っておるようですが、その風力発電の工事とかによって水が出なくなると、非常に影響が起きるか、困るということで心配されておるんですが、何か4トンのタンク車で水を運んできても、水槽へ1センチぐらいしか水がたまらないというか、非常に水が●●●要るようですが、水源地、水なんかの影響調査とかは、なかなかやってみないと分からんこととは思いますが、出んったら非常に大変な死活問題とかになってくるのではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）8番、大石議員の質問に、水源への影響というところで、これ、牧場のあるところの畜産農家。

先ほど言いました事業所は、2020年、令和2年の9月から令和翌年の11月まで、その牧場の取水地点での流量調査を行っております。その結果ですが、牧場では取水される地点の水は、斜面の表面水が集まっているものと推測しておるといことです。牧場周辺では、尾根の反対側、香美市側での工事のみと、今回の事業では工事となっていることで、牧場の水位地点での取水域では土木工事を行わないこととなっております。

以上のようなことから、直接牧場の水源の枯れるような影響は考えにくいということが本山町の方にも報告があったと同時に、牧場主の方へも説明があったと聞いております。

なお、実際尾根の反対側で工事をして地下水に影響がないかというような質問を投げさせていただきます。回答としては、降雨と流量の増減の関係ということから、水源の水の大部分は集水域の斜面に集まった雨水由来、そこに集まった水ということで、水が枯れるような影響を与えることは考えにくいという見解をいただいております。

なお、工事が実際に始まって、ここの状況を踏まえて、本山町への状況説明と牧場主には事業者の方から説明をいただく、説明するように適宜、事ある毎に説明して頂くように指導をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり牧場の方とか生活しておる方なんかの不安を取り除いていく

ということは、非常に大事と思われまゝ。高知の檜生トンネルの高速の工事をしたときに、横道の檜生地区もトンネル工事で水が出なくなると、それで四国道路公団からの高速の方が、また水源地の農業地区に整備したというようなこともあるんで、やはり中々水というのは本当にどっちへどう走って、どんなに出てくるか非常に分かりにくいんで、影響が出ない予定であったらうと思いますが、影響が出た場合にもしっかりと対応ができるように、後のフォロー体制というのも非常に大事なんで、工事のときに同意をもらってやったけれども、そんなら後は知らんみたいになつたらいかんで、そこはしっかり町のほうも入って、対応というのは非常に大事と思うので、そこをお伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）先ほど議員のご質問とか指摘がありましたとおり、工事までもまだ期間があります。牧場の方というか、牧場主さんの方にも、これからの事業の進め方の説明とか、随時、今後工事するに当たっても、丁寧な説明をしていくように指導していきます。

工事に直接やっていくことによって影響になるかということですが、今後実際に工事に着手してからの話になりますが、その状況につきましては、本山町のほうにも報告いただきながら、協議の中に牧場主さんの間に入るような形で、三者で協議をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、③として、奥白髪温泉の活用、湯の取出しなどで自然健康へ生かす取組ということではできないか、やはり奥白髪温泉も多大な財源、公金を入れて、権利を本山町に今移っておるんであり、これは本山町が一代限りということで、温泉の権利を使っていなかったら、民間の方がまだ引き続きやっていたかも分からないんで、やはり町としては多額の公金を入れて奥白髪温泉の権利を町が持っておるんで、これを町民の方に還元するべきではないかと思ひます。そうせんと、やはり多額のお金を打ち込んで、あとは何もせんということ、非常にこういうことがあると、後々へ不信感とかにもつながってくるんで、せつかくの温泉を、これを手押し井戸をつけるとか、あと太陽光とかで充電しておいて、町民の方とかが行ったときに、ポンプか何かで湯を取り出すとか、ちょっとした工夫をして利用して、町民の方、また町外の方にも喜んでもらう、本山へ来たら温泉も持って帰れたり、風呂にも入れられる、よかつたねというふうなことで非常に宝の資源を眠らせたままでおるような、これほどもったいないことをしているというか、やはり温泉のような地球の自然の恵みが出てきたのを使わず、いながら眠らせておる、こんなもったいないことをしていいんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）8番、大石議員の質問にお答えさせていただきます。

奥白髪温泉の活用につきましては、平成18年4月に



個人経営者による温泉の営業が終了した以降、この間、先ほど大石議員のほうからいろいろな使い方、いろいろなというか、宝の資源としてとか、住民に還元していくべきではないかというところの意見を頂戴いただきましたが、現在、検討を図ってきておりますが、施設整備のこと、改修の費用ですね、それから道路アクセスの整備状況など、新たなインフラ整備について、立地条件からもちよつと現時点では慎重にならざるを得ないというところで、費用対効果も考えますと、資源活用、温泉活用の実施に向けては、慎重な検討、計画を考えていかなければならないため、現時点では具体的にはなっていない状況であります。

なお、一方で令和3年度には、上下関地区に集落活動センターなめかわが新たに立ち上がっております。ここの周辺地域を汗見川地域を、流域を地域資源の活用とした様々な取組が今後進んでいく段階だと聞いております。先ほど言いました自然の切り口に、奥白髪温泉の活用も地域での活用の一つとして、地域の住民の皆さんと共に、今後利活用について意見交換が進んでいければと考えております。引き続き研究を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）そのお湯の、温泉の利用者が出てくるまででも、前もお湯の取り出しもしよつたんで、やはり今使いよらんと、本当に出てこんなつたら、またどうしようもないなる、今道路もあつて行ける、ただお湯の取り出しだけ、業者のポンプが何かちよつと考えると、それほど費用もかからん、やはりお湯は熱くて温かくて疲労回復にもなる、それを何か高速道路を造れいいうわけでもない、ホテルを建ていいうわけでもないんで、今の現状で湯だけ取り出せるようにして（「冷泉じゃないんですか」の声あり）冷泉だけど、冷泉を取り出せるようにして、あと経費ないで100リッターで100円とか、有料でもほとんどどこも安い値段でやっております、あと、それだけ町へまた足を運んでくれる人も、町民の方も喜び、町外の方も喜ばれると思うんで、それほど経費もかからんで、これは実験的にでも取り組んでやってみて、やるべきと思います。こんなんが多額の公費をかけて町のほうに権利が移つたら何もせん、町民の方に利用もせらせん、こんなことが許されていいんか、こういう公金の使い方は本当に非常にまずい使い方。やはり町民の人に還元するという気持ちを持たんと、全然利用せんやつたら、結局町が個人の人から権利を買い取る必要もなかつたんじゃないか、非常に本町も財政にも厳しい中で、こんな無駄なことが行われて許されるべきか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）泉の権利をしたのが、もう20年を超えたぐらい、私も十分年数を覚えておりませんが、経過しております。当初はいろいろと計画もあつたようでございますけれども、現状では今活用計画がございません。先ほど課長からも答弁しましたけれども、今行川の集落活動センター、皆さんで色々、地域の活性化に向けて取組を進め

られております。そういったところでも、いろいろ協議もしながら、何とか有効活用する方法がないのかということを探っていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今の湯の取り出し口、鍵をかけておるようですが、これは自由に町民の人に使えるみたいな開放するようなことはできないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 14：36

再開 14：38

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

以前は町のほうでも活用した経緯もございますし、一般の方にも利用していただいた経緯もございますけれども、お風呂の入浴施設が壊れたりということで、なかなか問題が生じるということで、住民の方も使用を控え、町のほうも、本福祉センターで使っておりましたけれども、使用を中止しました。ポンプアップしておりましたけれども、今、電源を切っておりますので、使用ができなくなっております。なお、今後の活用については、先ほど答弁しましたとおり、地域の皆様等とも協議しまして、何か有効活用ができないか、協議をしてみたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

先ほど言いましたとおり、状況はそうになっております。現地のほうを確認したいと思っています。これから現地調査を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 次、④として、観光の取組をさらに強化すべきではないかということで、やはり、今、モンベルさんのほうでも観光取組をやっておるようですが、やっぱり、高新さんとか、いろんなところが観光ツアーなんかにも本町も組み込んでいたら、まだまだよくなるのではないかと思います。いろんなチャンネルが、観光、まだまだ広げていく余地があるのではないかと思います。お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 観光放流について、私に知識がなかったもので、早明浦ダムの管理をする水資源機構様に問合せさせていただきました。勉強させていただいております。観光放流とは、管理者側から言いますと、点検放流ということだと理解しました。そ

の点検の際に、放流する時間に合わせて観光客が見学に来ているというようなことになっているそうです。観光放流などでということで、新たなダムの吉野川の新たなメニュー創出というところでのご質問だったと思いますが、現在、水資源機構では、早明浦ダムの再生事業を行ってきております。ダムの治水機能の向上を図ることを目的として、平成30年から令和10年までの計画で事業を進めておると聞いております。

今年度は、今後、本格的な工事、本体工事を着手すると聞いておりますが、ダム施設の工事状況は、ふだんなかなか見られるものではないものです。今回、このダムの工事、施設を、インフラ施設として位置づけて、例えばなんです、公開、場合によっては開放しまして、施設を見ていただくことで、例えば、そこにガイドさんがいて、聞いていただく、そういった観光や見学を通じた地域資源に資する取組として、用語で言うとインフラツーリズムというものだそうで、そういった活動を水資源様のほうで検討しているようです。具体的な内容はこれからと聞いておりますが、本町としましても、先ほど言いました観光資源、地域資源の観点から、一緒に連携した取組につなげていけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）ダムが、造りは違いますけれども、黒部なんかは、本当、観光放流で、それを目当てにきゅ人もおったりとか、あと、早明浦ダムも、やはり、夜、発電放流で、夜は水が多いんですけれども、やはり、朝、発電とかで水が引くと、ちょっと川の汚れが見えたりするときもあったりするんで、川の利用の多いシーズンとか、ここは昼間も、半日ぐらいとか、ちょっとこう地元へも配慮して、観光的な放流が、川の利用も非常に増えてくると思われるんで、そういうところを、本町とか関係町村なんかも協力しあって、ダムが身近にあってダムと協力か、お互い本町なんかも、昼間も水を利用し、また協力するくは協力していく、そういう関係づくりを、もっともっとできていたらいいんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

ダムの放流につきましては、いろんなカヌーの大会とか、5月の連休なんかには協力をいただいて放流なんかもしていただいておりますけれども、基本的には、ダムの水は利水地域で契約されて管理されておるものでございますので、なかなか地元の要望で、日中常に流してほしいとか、そういうことにはなかなかならないという、いわゆる利水活用が決められておりますので、そういう自由にダムの水を出したり止めたりということはできないと、計画的に水管理されておりますので、なかなかそういう、大石議員が言われるような水の放流とかについては難しいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）ダムも、地元とともに生きていかんといかんダムなんで、お互い協力できるところは協力してやっていくということは、非常に大事と思われまして。

それと、奥白髪の冬の瀬休養センター、そこの、町が管理するところの床とかが、ちょっとぼこぼこになったりとか、異常になっているようなので。それも計画的に修繕とかすると、やはり、泊まりに来たりとか、利用者の人もゆっくり泊まれたり、また、管理修理費というか、町の方なんかも、お勧めというふうにできる非常に白髪とか奥工石とか、登山道の拠点とかなって行く、集落活動センターなんかも連携を持って非常によくなるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきたいと思います。

白髪山休養センターのほうに2棟の木造のロッジみたいな建物がありまして、そのロフトなんか木造でありますので、定期的に点検・確認をしまして、町において定期的なメンテナンスをしていく必要がありますので、また確認をさせていただいて対応させていただきたいと思います。

答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）特に校舎のほうなんかの床がちょっとこう、補修があるのはいつぐらいになっていると。

続きまして、大項目3. コロナ対応についてで、コロナ禍における教育への影響ということで、学校、保育園等の状況とか対応、学級閉鎖なんかのとき、タブレット対応とかやっておるか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）8番、大石議員の質問に対し答弁を申し上げます。

コロナ禍における教育への影響についてでございますが、現在、高知県では、8月24日に過去最高となる2,029人の新規感染者が確認されるなど、高い水準で推移してきました。県の対応ステージは特別対策のままで、9月16日までは県内では高知県BA5.対策強化宣言が出されているところでございます。保育所、学校では、校長会を通じ、引き続き感染対策の徹底を指示しているところでございます。また、園児、児童生徒、教職員、そして家族の方に発熱等風邪の症状がある場合には登校、出勤しないことを、保育、学校からの通知に加え、教育委員会からもお知らせし、家庭で徹底を図っていただいているところでございます。

現在、保育所、学校では、感染による影響も多少ありますが、クラス閉鎖などの登園、登校への影響は出ておりません。学校では、2学期はスタートしており、1年間の学校生活で一番長い学期となりますが、小学校、中学校では運動会の開催に向けた準備も行われ、また、中学校では修学旅行も実施をしております。そういった形で学校生活が始まっているところでございます。引き続き学校と連携し、保護者の皆さんの協力をいただきながら感染症対策を行い、保育所、学校での取組を進めていきたいと考えております。

コロナ禍でのタブレットの利用でございますが、タブレットの利用につきましては、そ

れぞれ学校において教育等で活用しているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） コロナ禍により、やっぱり児童生徒や保護者も、本当は熱を測ったりとか、いろいろあまり人の多くに行かんとりやとか、対応も大変と思われま。また、教職員の方をはじめ、学校の方なんかも、非常にコロナ対応に追われて、ストレスもたまったり、コロナ対応で余分な仕事も増えておると思いますが、やっぱりそこで、できるだけコロナ関連の作業軽減策とか、ストレスをためないようにとか、フォロー体制も大事で、人手が足らんかったら、ちょっと応援をどこかから頼んでくるとか、非常にマンパワーによって運営が支えられておると思いますが、コロナにかかって休まなくてはいかんかったら、ほかの人にも負担が増えたりすると思われまが、いろんな応援体制とか対応を取っておると思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） コロナ禍における保育所・学校でのストレスといいまが、負担につきましては、やはり、どうしても、行事、あるいは、それぞれ参観日であったり、いろんな家庭との結びつきとか、そういった面で縮小してしまうといったようなところがございます。非常にコロナ対策につきましては、それぞれ、例えば消毒であれば、人手がかからないような機器を配置したりとか、そういったもので支援をしておりますし、また、保育におきましては、これまで職員室のほうに職員の方が集まって、いろんな活動の、パソコンへ入力したり、写真の取組をしたり、そういったことをしておりますが、やはり密を避けるということで、各クラスにパソコンを配置して、先生方の移動も省力化していくといったような工夫をしてきたところでございます。

それぞれ、一番夏休みに学校では愛校作業、そういったものも中断もできなかったというところもありまして、そういった部分では学校に非常に負担もかかっている部分もありますが、それにつきましては、できる対応を教育委員会のほうともしながら、そういった学校の負担も減らしながら進めていきたいというふうにご考えております。

家庭での負担につきましては、いろんな形で出ようかと思いが、子どもたちの生活等の面も含めて、今後、参観日、懇談会等で、そういったところが解消できていければというふうにご考えているところでございます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 続きまして、大項目4として、災害・防災対策について。

①として、避難所の運営状況と、その中で、やっぱり避難者にはいろんな事情があつて、行けない人なんかも実際おります。避難所、集団生活が、やっぱり、なかなか体の事情とか心の事情とかで避難所へ行けないような人もおられますが、そういう方の対応なんかはどのようにされておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

質問者、あと5分。

○総務課長（田岡学君）8番、大石議員のご質問にお答えします。

避難所の運営につきましては、各指定避難所において、避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織を中心とした運営をお願いしているところであります。マニュアルを基に、避難所運営に必要な資機材を整備し、県の補助金も活用して進めてきているところであります。

新型コロナウイルス対策につきましては、令和2年度に感染症対策マニュアルを策定いたしまして、対策に必要な資機材をそれぞれの避難所に整備しておるところであります。

ご質問の高齢者の方、障がい者の方、乳幼児、難病の方等の要配慮者については、避難行動支援者名簿を作成し、要配慮者の状況把握を行い、順次、個別避難計画の作成を現在進めているところであります。しかし、全ての要配慮者の方を福祉避難所等へ受け入れることは難しく、一般の避難所においても要配慮者を受け入れざるを得ない必要がある場合があります。そのためには、県が作成した避難所における要配慮者対応マニュアルを参考に受入れをし、支援の検討を考えていかなければならないと思っております。

現在、作成済みの避難所運営マニュアルの改訂に取り組んで、併せて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今後、その要支援者の方の専用の避難所を造る計画とかはないのか、やはり、今の既存の避難所の中に区切ってやる予定か、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）専用の避難所の整備までは具体的に検討をしていないところでありますけれども、要配慮者の方をどういうふうに対応するかについては、担当課で検討し、今後、全庁的に考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）避難できない人の、やはり不安を取り除く、連絡が非常に大事と思っております。

次、②として、防災対策として、消火器や家具転倒防止器具、耐震事業等、本町でも、家具転倒防止器具の補助とかもやっておるんですが、あと、消火器なんかも補助とかしてやっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

家具転倒防止器具につきましては補助がありまして対象となっておりますが、近年、あまり活用が、ちょっとできていないような状況にあります。消火器については、補助のほうは対象にはなっておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）つけ加えまして、感震ブレーカーの設置ということで、3月議会で議員の方から提案をいただきまして、この件につきましては、現在、制度設計を建設課のほうで、先ほど申し上げました家具転倒防止器具に併せて加えられる補助事業がありますので、それを含めての制度設計を現在進めておるところであります。3月から随分たっておりますけれども、補助要綱の見直しと併せて検討し、できるだけ速やかに整備ができるように進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり、感震ブレーカーとか家具転倒防止器具とか、もっとPRか、補助制度があってやっていますよということを知らせないと、なかなか、最初のときは、広報もしていたんですけども、だんだん、へえ、そんなんがあるんじゃないかみたいに、やっぱり忘れていたりするんで、利用状況が増えて、地震対応とかができるように、広報が非常に大事と思われれます。やっぱり、つくっただけじゃ、だめで、町民の方に利用して安心感を高めてもらうということは非常に大事と思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

耐震事業のほうは、非常に毎年広報をしているんですけども、家具転倒のほうは広報がたっていないので、加えて広報するように取り組みたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

時間です。

○8番（大石教政君）8番、大石教政。これで今日の質問項目は終わりたいと思います。

やはり、町民の方が、よりよく安心して暮らしていけるように、やはり議会、執行部、町民の方、みんなで力を合わせてよりよき町をつくっていく、3本の矢を合わせて打っていくということは非常に大事じゃないかと思ひます。

これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、8番、大石教政君の一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 15:04

再開 15:11

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、岩本誠生君の一般質問を許します。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議長のお許しをいただきましたので10番、岩本誠生、一般質問

を始めさせていただきます。

本町は、1910年、明治43年に町制を施行いたしまして、本年で122年になります。昨日もお話が出ておりましたが、2025年で115年を迎えると、こういうことでございます。これまで幾多の変遷を乗り越えて今日に至っております。今を生きる私たちは、多くの先人が築き上げられたこの長い歴史ある本山町を、誇りある町として次の世代に引き継いでいく責務があります。このことは、本町の議会基本条例の前書き、すなわち前文に明記されていることでもあります。これまで行政機関がずっと引き継いできました本山町の歴史・伝統、そういう中には、これから質問を申し上げます行政の継続性ということがあるわけでもあります。行政のトップが選挙によって替わっても、一度決めた事業や制度は、変更や中止の手续、すなわち議決をしない限り、粛々と続けることが行政の継続性であると言われております。市長が交代するたびに町政の中身がリセットされたら、行政サービスや行政機能が混乱してはいけなからであります。しかし、市長が替われば、当然町政も変わると期待されている交代もありますので、この場合は住民生活が停滞しない限り変革はあると、まず考えるべきであります。

そこで、町長にまずお伺いをいたしたいと思いますが、この行政の継続性ということについて、町長の所見を、まずお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えをいたします。

町制が施行されまして、先ほど、お話がございましたけれども、110年を超えております。歴代の町長はじめ、議会や町民の皆様が、営々この本山町の発展のために尽力され、今の本山町があります。改めて、町長としての責任の重さを実感しております。

これまで、その時々新たな取組に挑戦し、また一方では、行政の継続性として事業や制度を引き継いできております。行政の安定という面でも、その継続性は重要だと私は認識をしております。私も、住民の皆様にお約束したことを挑戦していくとともに、行政としての継続性にも当たってまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）そこで、まずお伺いをいたしたいと思うのでありますけれども、前町長から、引継事項とか申し送り事項というものがあるわけでありましてけれども、この事項は、遵守の必要性とか拘束力があるというふうにお考えでしょうか。まずお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

行政の継続性という意味では、今までの法律や条例に基づいて制定されています事業等については、私は遵守する必要性があるというふうに認識をしております。



○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） そのとおりだと、私も思います。

しかしながら、その引継事項とか申し送り事項が、その内容に瑕疵があったり、それからそこがあったり、要請がある場合には、その対応は、私は違ってくるのではないかというふうに思うところであります。

幾つか例を挙げて申し上げたいと思うんでありますし、町長の対応もお答えいただきたいと思うんですが、町長は、まず、この引継事項の中で、非常に皆様から注目されておりました嶺北中央病院の給与の一部の未払い問題については、非常に的確な判断をされ、申し送り事項の中では十分な解決ができていなかったにもかかわらず、その決断によって解決をされました。これは非常に評価すべきであるというふうに、私は思うところであります。

そこで、幾つかある中で、全く進行していないもの、処理できていないものが、まずあるわけでありまして、先ほど同僚議員からも出ておりましたけれども、れいほく地域振興株式会社の問題についても、なかなか結論が出ない。これは第三セクターということに対する認識というのも本当に十分できているのかどうかということ、私は疑問を持たざるを得ないわけだよ。今回の問題の第三セクターのれいほく地域振興株式会社、第三セクターというのは、2分の1以上の出資がある場合は町の中でも非常に重要視しなければいけないことになるわけですけども、このれいほく地域振興株式会社の場合は、100%出資の第三セクターであるというところに大きな問題があるわけだ。これが、民間で半分とか、町と半分とかいうようなことであれば、株主という形で何人かがおって、一つの組織の中で解決をしていくわけでありまして、今回のこのれいほく地域振興株式会社は100%ですから、株主総会って誰が集まるのかと、こういうことになるわけですね、株主って一体誰なのということになります。町長、ここらあたり、どのようなご理解をされているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁、町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 少し一般論的になりますけれども、昨年の12月に町長に就任しまして、早くも9か月が経過しようとしております。分かっていたことから、分かっていたことなど、様々な課題に、まず直面しております。まず、それぞれの課題に対しまして丁寧に対応をしていこうというふうに思っております。ただ、中々うまくいかないことも多くございます。引継事項と現実との先ほど、瑕疵、齟齬等ありましたけれども、確かに、私も、引継事項と現実との齟齬も感じております。出来ること、出来ないこともありますが、私自身、それぞれ丁寧に対応していこうというふうに考えております。

第三セクターに対する認識ということでございますけれども、もう議員ご指摘のとおり、公共では対応できないような地域の課題解決や、広域的な課題に対処をするため、公共や民間が出資した公共性と企業性の2面を持つ組織であるというふうに理解をしております。民間企業のノウハウを取り入れたり、効率的な運営ができる一方で、補助金等への依存も

強くなり、安定した財政運営が困難になる場合もございます。そのため、近年では、第三セクターという取組は、実感ですけれども、減少してきているのではないのでしょうかというふうに感じております。

れいほく地域振興株式会社についてでございますが、現在、休眠状態でございます。2018年3月に、同株式会社の株主総会だというふうに聞いておりますけれども、で、会社のほうから再建案等が提案されたようでございますけれども、株主は町でございますので、株主は100%ですので、町ということになります。町として、株主として否決したというふうに聞いております。その際、建物の指定管理も打ち切って、営業ができなくなったというふうに思います。前町長からの引継ぎでは、弁護士との相談をした上、法人というのはれいほく地域振興株式会社というふうに認識しております、法人の清算を含む等の事務を町で行うことは出来ないと判断しているというふうに引継ぎを受けました。

私は、100%の出資の株式会社でございますので、果たしてそれだけで放置していいのかということについては、私、町長に就任してからずっと考えてきておりました。様々な課題がございますので、そういった課題を整理するとともに、議会の皆様とも相談しながら、これは慎重な対応が必要ではないかというふうに、私は考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長の真摯な取組はよく分かるわけでありましてけれども、これまで十分なことがなされていなかった。すなわち、地方自治法に定められた町としての役割、株主としての役割ができていなかった。地方自治法第221条にあっては、首長による報告、調査、措置請求権が認められております。これも行使をしていない。それからまた、地方自治法の157条では、首長の地域内における公共団体に対する指揮監督権、具体的には事務の報告要求、書類や帳簿等の提出要求、事務視察、監督官庁への措置要求など、そういう一連の首長としてでき得る権限を行使していない。そのことによって、これがいつまでもたっても解決をしなかったということだと思っております。

私は、責任がどうのこうのということではなくて、いつまでもこのことが残ることが、本町にとっては好ましくない、何とかそれを解決しなければいけないというふうに何度も申し上げてきましたし、存続か、それとも整理かということも、前町長のときからも、これを迫ってきたことでもあります。しかし、その後、澤田町長の引継ぎに至るまで解決をしていないということは、非常に残念であります。どうしても存続できないというふうにするならば、やっぱり、解散という方向に持っていけないといけません。解散分担の透明性の確保の観点から、株主総会による解散だけではなくて、今、なかなか町ではできないんだという町長の見解でありますけれども、清算に係る法的手続ということ、すなわち、破産とか特別清算、こんなのも検討をすべきではないか。町というのは、さっき、責任の分担は出資の範囲内ということ町長申し上げた、そのとおりなんです。出資の範囲内の責任しか株主はないわけですから。それはそれでいいと。ただ、会社をいつまでも放置するということになると、12年間待たなければいけません。12年間登記簿にそ

ういう活動の変化がなかったとしたなら、みなし解散という形で会社は消滅する方向に持っていけるということで、引っ張って引っ張っていけば、12年ぐらい引っ張れば何とかなるということですがけれども、これは行政のすべきことでは本当はない。やはり、行政は法的な手続をびしっとして整理清算をすべきであるというふうに私は思うんです。

だから、今まで、やはり問題になってきたのは、町が会社の対応に何もしないということによって、公有財産をほったらかしにしたということも大きな責任になるわけです、町の責任ですね、これ。これは、令和元年3月3日にれいほく地域振興株式会社の前に使用停止の公告を出しましたね、町長名で。そして、その後、同年4月1日に指定管理者契約を解除した。この時点で、もうれいほく地域振興株式会社はあそこの使用権とかそういうものは一切なくなった。だから、会社とは別の問題なんですよ。ですから、会社の解散とか整理というのは別途に行い、それから、あそこの運用については、町として有効な公有財産として使用すべきであったわけが、それもほったらかしである。これはやはり行政の、私は怠慢であるというふうに思います。

同僚議員の質問に対して、町長は、今後それについては取り組んでいくという姿勢を打ち出しておりましたので、様々な利用方法を考えて、これからは展開されるものだというふうに思うんでありますけれども、これはやはり、住民に対して、はっきりとした町の方針をいち早く示すべきだというふうに思います。

2点申し上げました。まず、会社の整理解散については前向きに取り組む。それも、法的な責任。整理ができれば、それをお願いする、これはすなわち弁護士にお願いせんといかんと思うんですけれども、一日も早くそれを、これは行政の継続ということで、悪い継続を断ち切るということになるわけ。継続の中にはいいものも悪いものも含まれているわけですから、悪いものは断ち切っていくないと、いい歴史はつukれないということを考えれば、ここらあたりで、もうぼつぼつ澤田町長の、やはり力量を発揮すべき、そういう時期であるというふうに私は思います。これがまず、第1点目。

次は、新築の貸付資金の整理という問題でありますけれども、これも今、債権管理条例によって債権整理が進んでいるということは報告をいただいておりますけれども、しかし、その後のことが全然報告がない。一応、破産宣告によって、もう受け取れないもの、すなわち、不納欠損にしなければいけないものがどれだけあるかとかというようなことが、全く報告がない状態になっています。これについては、年度内に整理をして議会に報告をすべきであると思いますが、町長いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まず、れいほく地域振興株式会社の関係でございます。私も存続は困難だというふうに考えております。今後、整理等することについて、私はこの間、れいほく地域振興株式会社の代表者の方ともお話をしました。代表者の方の思いもお伺いいたしました。

それはまた、議会の皆様にもお話をさせて頂きたいということもございます。ただ、もうこのまま、休眠状態でそのままというのは、なかなか困難じゃないかというふうに思います。整理の仕方について、これは非常にいろんな手法があろうかと思しますので、これについては、私は議会の皆様とご相談もさせて頂きたいというふうに思っているところでございます。住宅新築資金等貸付金の事務取扱につきましては、住宅新築資金等貸付金事務調査特別委員会のご指摘も受け、令和3年4月1日施行の本山町私債権の管理条例を制定いたしましてその後、債権の確保にも取り組んでまいりました。併せまして、議員ご指摘のとおり、不納欠損処分等の処理につきましても、この条例に基づきまして処理を進めていきたいというふうに思っております。それにつきましても、また議会のほうにもご説明、ご相談をさせて頂きたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）了解しました。

次に、もう一つ、6項目の中で、やはり行政の継続性というところの中で、同僚議員からも再三出ておりましたが、更新住宅の問題であります。更新住宅について、これは、はっきり言って議会軽視であるというふうに、私は判断をいたしております。

まず、先ほど申し上げたように、引継事項の中に瑕疵があったり、そごがあったり、要請があった場合にどう対応するかというふうなことを、町長に申し上げたところでありますけれども、今回の問題は、その計画を策定した当時の町長が、住民と協議し策定した計画に基づいて事業は行われていた。いいですか、ここは計画を策定した町長ですよ、だから、前々町長になりますね。前々町長が策定した計画のもとにおいて事業が行われていたものを、前町長が議会に諮らず、何の理由もなく住民との約束を反故にし、職権乱用的に計画を変更して現町長に引き継いだと、こういう構図になっているんじゃないかと思いません。私はそう思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

少し長くなるかもしれませんが、更新住宅の件につきましては、引継事項につきましては、当初計画50戸、既に入居資格者が死亡等で減員したこともあり、現在40戸に計画変更していると。幾度か地区に出向き理解を得るよう努めたと。制度の趣旨というのは、これは仮住宅の住み替えだというふうに認識しております。からも事業見直しが必要であったと、会ごとに40戸と説明、それに変更はないというふうに引継ぎを受けました。そもそも、改良住宅の老朽化に伴い、建て替え事業として着手し、経過の中で建設戸数も見直されてまいりました。この過程では、地区の委員会の皆様とも協議をし、入居の配置についても、それぞれ事情を考慮するなど、協力もいただいてまいりました。総戸数につきましては、記録を見ますと、令和2年に40戸という方針を示しています。地区の委員会の了解が得られておりません。この建て替え事業につきましては、老朽化した改良

住宅へ入居されている方の住み替えとして着手したということは、これは、私もそういうふうに認識しております。そのため、今回、引継ぎにて、制度の趣旨ということでございますと、今、私の判断で、その戸数を変更するということにつきましては、なかなか困難なものがあります。ただし、一方で、当初の50戸と示した際、入居の配置等について地区の委員会の協力をいただき、事業を進めてきたという経過も、この間お聞きをしております。地区の委員会の協力がなければ本事業は進んでこなかったとも、私も思います。こうした経過も踏まえますと、非常にこの判断に苦慮しているところでございます。

議会軽視という、今、議員からの意見がございましたが、事業計画と予算の整合性が取れていなかったということ、これは私も、あつてはならないというふうに考えます。計画を変更した時点で予算も整合性を取るべきであったというふうに、私は思います。3月議会で、令和3年度一般会計での減額補正は、そのままでは決算時に大きな不用が生じてしまうということもございましたので、補正予算として提案をさせていただきました。このことについては議会に対して大変なご迷惑をおかけしたということでございます。改めまして、誠に申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議会に対してだけではなくて、私は住民の皆さんに対しても同じことになるかと。むしろ、住民の皆さんが、このことに対しては深い関心を持っておる。ここに、私、実は、更新住宅の整備事業計画というのを持っています。これ、平成27年3月26日に町から示された計画書であります。これについては、建設については4年間でこれを実施すると。そして、最終年度は平成30年度となっておりますけれども、これ、事業が非常に遅れました。それで、結局は3年ぐらい遅れたわけでありますから、最終年度の、これに書いてある平成30年度の計画では、18戸建設工事を行いますと書いていますね。この18戸行うということによって、令和2年に予算化された形で、18戸がもうできておったですね、3年度予算でできておったわけですね、これ、18戸が。これは町長、認めますか。令和2年の予算書に、事業実施として18戸の予算が計上されておったということは認めますか。

令和3年の予算書に。令和2年ですか、令和2年の予算書、令和3年に変えたんだから、令和2年の予算書に載っておったんだ。令和2年の予算ですね。訂正します。（「令和2年ですね。2年と3年ですね。」の声あり）令和2年と、3年やね、18戸という事業を行いますということで予算化されて載っておったということは認めますか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）18戸につきましては、令和2年の繰越予算と一部令和3年の予算、繰越予算と現年予算を合わせまして8戸を建設しております。

今までの、この社会資本整備総合交付金の事業では、現年の戸数と現年の予算がイコー

ルになっていなかったようでございますので、その予算確保の問題もありますので、令和2年と令和3年で事業を、戸数を建設してきたということになります。多分、令和3年の予算、2億円落としていますので、50戸という計画でしたら、当然、お金が足りなくなりますので、令和4年度にも、その予算が計上されなければ、繰越予算と現年予算をうまく組み合わせて、今までずっと事業を進めてきておるようでございますので、令和3年の予算を落とした分、2億円と、あと10戸建てるんだったら、令和4年にも一部予算を確保しないと建てられなかったんじゃないかと、私はそういうふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 15：39

再開 15：42

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）すみません。ややこしい話をしましたけれども、予算の確保としては50戸ということで、予算を令和3年に組まれたということでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）50戸と言うからややこしいの。もうそれまで建っている分はええねん、もう建っているんだから。最終年度18戸建てますということで、18戸の予算を載せておったと。ところが、建設を発注するときに8戸しか発注せずに、10戸分を残しておったと。建設途上において急遽計画を変更したと、こういうことじゃないですか。そうじゃないんですか。急遽変更したと。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）すみません。そこの急遽の変更につきましては、前町長の判断で変更されていますので、どういう経過をたどったのかというのは、私のところでは認識できておりません。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それじゃ行政の継続性にならない。さきの町長がしたんだから後は分かりませんという答弁をされたんだったら、それは行政の継続性ということについて、今、私話しているわけですから、行政の継続性にならないじゃないですか。前の人がしたことは私は知りませんと言うのと一緒やから。そういうふうに引き継いできましたけれども、その考え方は正しいと私は思っていますから、それをやり抜きますというのか、それとも、その考え方は、考えてみるとやっぱりおかしいと思うので、もう一回見直しますというか、この二通りしかないという話、結論は。この二つのうちどちらを編入するかが、

今の継続された町長の所見にならないかんわけ。そうやないですか。引き継いだことが正しいのか、それとも正しくないのか、この二つの二者選択じゃないですか、誰が考えても。それじゃなかったら、この話は先へ進みません。町長が私は間違っていると思いうんやったら、間違ちよったら、こうじゃないですかと。

昨日から、今日も同僚議員が言いました裁量権の逸脱じゃないかと、裁量行為が違法的に行われたんじゃないかと、だから、行政事件訴訟法の第30条の適用を図るべきじゃないかというふうなことで質問もありましたね。ところが、違法性はないと私は思っていますと、こういう返事でした。

これもう一つ。実は問題があったら、住民の方から今度、いう法律があるんですよ。行政不服審査法というの。住民のほうから今度、言うてもらわなあかんの。今は議会として行政事件の訴訟法で、同僚議員が言いましたけれども、それをどうしても認めないということであれば、行政不服審査法に基づいて、住民のほうから今度は提起してもらわないかんということになります。

だから、そこまでしなくても、この考え方というものが議会も何度も、この前のときに言うたように、50を40にするものではないということを確認をしようてやってきちゃったことは、50が変わっていないという認識で議会もおったわけだから、40になったけ、それでええですよという、議会は誰も言うてないの。この前の6月の議会ですかね、3月の議会のときも。

だから、そこらあたり整理をしてちょっと町長答えていただかんと、これ、住民の人に申し訳ない、やっぱり。私もちょっとおかしいと思うから、研究をしましょうと、そして県へも行きましょうと、こういう住民の人からの申入れがあつて、どうも私もおかしいと思うんで、一回整理をさせていただきますと、県へも行って話をしてきた上で答弁をもらうんであつたら、これは非常に分かりやすいけれども、ただ町長が、前の人やったことで分からん、前の人やったことで分からんというふうな答弁だと、先へこれ、進んでも意味ないし、住民の人が聞いても、これはさっぱり弱ったもんじゃと、弱った。弱ただけで終わってしまう。解決できない。どうしたらいいと思いますか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）引継ぎでは、制度の趣旨、それから一定40戸ということでございます。この改良住宅の老朽化に伴う建て替え事業については、確かにその改良住宅にお住まいされている方の住み替えの事業として着手したということは、私も認識をしております。それから、一方で、地区の委員会の皆様にご協力なしにこの事業が進めることができないと、だから、計画を変更するときには当然、地区の委員会の皆様にご相談をし、配置の見直しなんかも含めてご理解をいただくとして、変更手続を進めるのであれば、そういう手続を踏むべきではなかったかなというふうに、私は思っております。だから、そういう意味での非常に苦慮しているということでございます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）確かに、町長住み替えなんですよ、もともと最初の考え方は。改良住宅の総数が124戸あった。それで必要戸数を算定すると、58戸やった。住んでない人もおったりしてね。それから、その横に町営住宅があった。3戸ありましたね。3戸、入っている人がですよ。それで61戸、この61戸が計画戸数で算定をされて、そのうち、その3戸の町営住宅については制度が違うから難しいと、公営住宅法と更新住宅のあれとは制度が違うからということで、計画戸数を算定するときは58戸に設定して、話をずっと続けてきたんです。

ところが、やはり亡くなる人も出たり色々するだろうからということで、最終的に50戸にしたのが平成27年3月26日、更新住宅整備事業計画ということ策定するというので、50戸にした。そのときに住民の説明会も50戸ということで確定をしている。それは何度かその後、話したときに、4人がなかなか応じなかったんで、その4人の分は置いておいて、50戸として、46戸の入所を決定してもらいたいということで割り振りを全部した。4戸残っておったわけですね。そして、この4戸についてなかなか話がかんうちに亡くなった人たちがあって、最終的に46戸でスタートしたと。それで、4戸については、これは一般住宅として提供しますという了解をちょうど話をしています、ここで。

4戸だけであつたらよかったですよ、実は。問題なかった。その後、亡くなる人が出てくるから、亡くなった人が出てきたときどうしましょうかという話を地元からもしたときに、町としては、亡くなる人が出てきたときには、もうその場合は住宅困窮者として一般住宅として提供しますと、だからもうそれはそのときには10戸余っているわけではなかったですけどもね。その後、最終的に10戸余ってきた。10戸余ったから、これを上回ったということで、急遽変更しようとしたのが、住み替えという言葉を持ち出して、減らしたんしたんじゃないですか。

これはそれをだから、議会に諮って、議会もなるほどと了承して出したものであれば、地元もそれは納得する。もう予算もなければ何もないと。そうじゃなかったでしょう。だから、手順が違っている。手順が違っていれば、地方自治法の手順が違っているというたら、違法じゃないですか、これは。だから、そういうことを違法だ、何だかんだといろいろ言うんではなくて、この問題については地元からこういう話も出て、ちょっと町としては困っていると、県に行って、こういう状態じゃが、どういうふうにしたらいいでしょうかということ早くすべきじゃないかと、前から言うけれども、県にも一回も行ってないはずですが、行きましたか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私は県へは行っておりません。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。



○10番（岩本誠生君）だから、このことをそんなに重大に考えていないということじゃないですか、それやったら。（「いや、そんなことございません」の声あり）どういう考えているんですか、これは。私、今朝、話は変わりますけれども、高知新聞見ました。高知新聞のところに「きょうの運勢」というのがあります。11月生まれなんですよ。そこを見ると、何と書いてある。かっかしてはいけませんと書いてある。売り言葉に買い言葉は禁物と書いておる。だから、今日かっかしたらいかんのですよ、私は。だから、怒ったらいかんのですから、声を荒げては言われんのです。だから、穏やかに話をしています。

町長、本来はこれ、行くべきじゃないですか。行って、地元の人がこれだけ要望がある、議会でもこう言われている、どうしたらいいんでしょうかと言うて、相談をして、何とか解決策を見出してくる、この努力が必要じゃなかったんですか。どう思いますか。今からでも遅くないが、それやってみようという気にはなりませんか。いつまでも、前から引き継いできておる、行政の継続性、悪かろうがよかろうが、とにかく継続性だということで突っ張るのか、そうではなしに、間違っているものは間違っているとして、これから澤田町政では正していくという姿勢というものを打ち出すべきではないかと私は思いますが、澤田町長、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この制度の趣旨からいってということを考えますと、なかなか今度は、そうしたらまた計画を見直すということになりますと、それもまた何を根拠にという話になるんじゃないかというふうに思います。自分の中で確かにその地区の皆様にご協力していただいて事業が進んできたということ。それから割り振りをもうお願いして、そういう協力がなくこの事業が進まないということは、もう私は十分理解しておりますが、この事業の制度の趣旨からいうと、40戸で、あと今、住み替えを入居していただくということをお願いしておるところでございますけれども、そういうことが完了できれば、この老朽化による改良住宅の建て替え事業というのは一定進むというふうにも理解もできますし、その地区の委員会の皆様の理解が得られずに、この間来たのと、2年間ぐらい来ておるんですかね、2年間超えていますか、いうところは、私も非常に苦慮しているというところでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ここへ、地元の人から、地元で話し合った地区委員会へ町が提出をされた資料、全部頂いているんです。今、町長は制度の趣旨、制度の趣旨と言っています。これも当然制度の趣旨に基づいて計画されて話されてきたことです。この中には、やはり生活困窮者のための家が何軒かあるんですよ、実は。ここにある、この中に書かれている。入居されたい人の家が全部これに書かれている。このことをもって地元が協力をしてくれたのに、出来上がってから、こんなことは知りませんでしたと、制度の趣旨に添いませんから、これは知りませんと言うんですか。これは一体どういう行政の姿勢だと思

ますか。

だから、これを建てたら何か罰則があるんですか。この後、制度の趣旨やということで。生活困窮者のためにできるものを造っておったけれども、それを建てたら何か罰則があったんですか。そういう制約があったんですか。何か法律か何かで。法律が何もないものにごういうことをしたというたら、当時の町長の自己判断であって、町長（「はい」の声あり）当時の町長の自己判断であって、法律も何にも基づかない勝手な解釈をしてやったということにしかならんのじゃないですか、これ。こればかり時間かかったら後できません。いつまでたっても同じような姿勢でずっと終始するって、もう建てんのかと言ひ抜くんであったら、それはまたほかの方法考えないかんからね。

やはり町としても住民の人の意見を聞きながら、もう一回それについては考えてみようという姿勢は出ないんですかね。そういう姿勢になりませんか。議会としてもこのまま放っておくわけにいかんのです、実は。どうしてもいかにやあ、これ議会として特別委員会とか何かをつくって調査しなければいかんことになります。そういう責任が我々にはあります。町長も共に議会と協力して、今後これらの解決のために前向きに頑張ってみるといふことであれば、これはそれはそれなりに評価をすべきだと私は思うんですけども、町は取り合わん、議会と住民の皆さんだけが、そう言うだけじゃ、先に進まんで、何らかの方法を考えないかん。議会としての対応を考えないかんと思うんですが、町長、もう一度お伺いします。

町としても一緒に議会と協力してもらって住民の皆さんとも話合いを持って、県とも対応してもらって、何らかの解決を図っていくという姿勢を表明できませんか。それがトップとしての重要な要素だと、私は思います。そういう決断をすべきじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）住民の皆様、特に地区の委員会の皆様、それから議会の皆様とも、今後も引き続き協議を、論議をしいかなければならないというのは、これはもう間違いのないというふうに思っております。ただ、戸数について、今ここでどうするのかということについては、私のところから今判断ができません。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）私はここで戸数を一言も言っていないですよ。町長。何戸にせえとか一言も言っていない。これの解決のために協力し合ってやろうではありませんかと、そういう提案をしているんですよ。戸数になぜこだわるのか、私、分かんのです、実は。戸数にこだわる理由が。地元の皆さんにも提示をして、これはどうかというようなこともまたあるでしょう。それはそれでまた方法として、とにかく前向きに我々は取り組んでいくんだということを表明してくださいと、私は言っているわけ。

議長、再度それをちょっと確認をした上で、次へ進みたいと思ひます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁できますか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）いろいろとご指摘をいただいております。このことについては、地区の皆様や議会とも相談して、これは解決しないと、このままずっと引っ張っていくことになっていきますので、そういう意味で、解決に向けて地区の皆様や議会の皆様とも相談していきたいということは、これはその姿勢を持ちたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）これ、いつまでやっても平行線になりますので、町長は中々頑なに、これを何か、それを言うことが何か抵抗があるのかなというような印象すら、私は受けるんですけども。ただ、これから協力してやっていこうということであれば、議会としても、今後その対応を皆さんと、議員の同僚とともに話し合っ、町とどうするかということ。それから、町長が地元へも出向いてその意見を聞き回って、その意見を調整していくということであるということであれば、そういう方向でやっていただきたい。

ただ、今言ったように、行政の手続の問題からいろいろ訴訟法とか不服法とかいろいろあるけれども、そういうもういろいろごちゃごちゃしたことをやってニュース化する必要はない。とにかく話せば分かる、理解し合っ、共に協力してこの問題を解決していけるということを私は信じるがゆえに申し上げておるわけですから、その点もご理解いただきたいというふうに思います。

次へ進みます。次は、2040年問題というのがあります。これは重要な問題なんですよ、これまた。これ私がいつも申し上げておりますデジタル化と非常にリンクしております、このデジタル化を進めるために、2040年の解決をどのようにしていくかということも考えなければいけないということになるわけですが、ちょっとこの2040年問題というのをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。ちょっとまず見解をお聞きしたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

2040年問題とは、日本では2025年から2040年のわずか15年間において、生産年齢人口、いわゆる現役人口と言われておりますけれども、20歳から64歳までが、これは推計でございますけれども、1,000万人以上減少し、一方で75歳以上の人口が2054年度まで増加し続けるということで、超高齢化社会が訪れるということを言われております。労働力の不足や社会保障費や財政問題など、深刻になってくるというふうに言われております。そのように私は理解しております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）大まかにはそのとおりだと。特に高知県、それから我が本山町あたりにとっては、この2040年問題というのは非常に深刻である。人口動態ということ

から含めて、まず高知県内における2015年から大体その考え方が始まっているよう  
ありますけれども、2040年、あと18年後ですか、それまで私も多分長生きするほう  
やから生きていますけれども、確認ができるか分かりませんが、2040  
年では、高知市で大体今の人口の20%が減になるだろうと、こう言われていますね。そ  
れから、主に市、南国、四万十、香美市とか、それから芸西村が特に減りが少ないと言わ  
れていますけれども、約30%減る。それから、その他の安芸市から土佐市が40%、こ  
の40%の中に、実は本山町が入っているんですよ。本山町と土佐町が入っていますね。  
40%。この40%というのはまだ40年問題でも少ないほうなんです、減り方が、どち  
らかというと。50%減るところありますね。須崎市とか奈半利、日高、いろいろ。60  
が今度、室戸、それから東洋町、仁淀川、大月。一番減るのは70%なんですね。今統計  
で。70。何と、お隣の大豊町は70%減る。これとんでもない減り方なんです、考えて  
みれば。最終的に今、私、77なんですけれども、70歳以上の人口が25%になる。4  
人に1人は75歳以上の人。どっち向いても大体75歳の人ばかりになったなというの  
が2040年代。そんな時代になってくる。

そうなってくると、今町長が言ったように、労働力であったり、それから、教育であつ  
たり、インフラであつたり、介護であつたり、様々なものに影響してきて、非常に下がっ  
てくる。それをどうしたらええかというのが、今この2040年問題として取り組んでい  
かなければいけないことになっているわけです。そのために、このデジタルということ  
を導入して、それぞれのネットワークを持って情報化時代の中に生きていけるような仕組  
みをつくっていかうやないかと、こういうふうに言われているわけでありまして。

前回の私の一般質問で、本町のデジタル化推進の話をして、総務課長からは、情報  
化計画もありますと、それに基づいてこれからやっていくというようなことでありますが、  
ちょっとやっぱり、これ情報化計画を見直さなきゃ、やはりかなり古いものですから。そ  
れについて町長、そういうことを早く取り組んでいかんと、これ意外と時間はたちますか  
ら対応が遅くなる。これについてもまずご所見を伺っておきたいと思ひます。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

本町の基幹産業である農業や畜産、林業などにおいても、もう従事者の高齢化は進んで  
おりまして、65歳以上の方でも、それから75歳以上の方でも、今現役で活躍されてお  
ります。ただし、自分たちがおらんだったら、自分たちがよう作らんようになったら、後  
は厳しいという声を私、地域へ行ったらよく聞きます。今、言われました15年後、本当  
に厳しい状況が来ると思ひます。そういったときにデジタル化を活用した対応というのは、  
私も非常に苦手な分野でございますけれども、今スマート農業なんかでの取組。もう現場  
へ行かなくても水管理ができるとか、そういった少しでもスマート農業というんですかね、  
ということで対応していくというようなことも今、実証実験でやろうとしております。そ

ういうデジタル化の取組については積極的に進めていかななくてはならないだろうというふうに思います。

ただ、人口が減少しておる中で、費用対効果もあろうと思います。どこまでがデジタル化で対応できるのか。それともあとはアナログというんですか、デジタルに対して、アナログで対応できるのかということについては、やっぱり費用対効果の関係も見定めながら対応していかななくてはならないと思います。先ほどお話がありました情報化計画ですか、実は恥ずかしながら、私、この計画があることを知りませんでした。これ、中身を見て、当然もう多分、デジタルというのは日進月歩ですので、大きく変化してきておると思いますので、見直しなんかも含めまして検討してまいります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

高知県では日高村が非常にデジタル化が進んでいるということで、全国でナンバー3ですか、3位だったとかいうていっています。全戸といいましたかね、スマートフォンも配布するというようなことで、非常に積極的に取り組んでいるようであります。これ、いろいろの、介護の問題にしても、それから防災の問題にしても、見守りの問題にしても、いろいろの形でやはりこの光ファイバーを使ったりいろいろして、デジタル化をしていくことが大事やということは、もうこれ非常に注目されているところでありますので、特に社会経済活動、行政サービス、今言った一連の労働力、農業、様々なものに広がって使えていけるわけですから、本町は、もう後れるんじゃないで、積極的に取り組んでいくという姿勢をやっぱり持っていただきたいというふうに思いますので、ぜひお願いします。

次、④番、土砂災害の防止等防災・減災事業の促進について、本町は非常に国の、砂防なんかでも直轄が少ない。今、汗見川とそれから行川でやっています。それから災害が起きたときには特別に直轄でやってもらったりしておりますけれども、この南の山辺りも非常に地盤が弱いにもかかわらず直轄が少ないということで、大豊なんかと比べましても、直轄の部分は少ない。

そこで、私、何度か町長とも行きましたし、今までも何回か行かせていただきましたが、要望活動というのを国土交通省であったり、それから砂防の会館へ行ったりとか、それから四国整備局へ行ったりしていますけれども、グループで大体活動して要望していますね。これはグループで皆で行く、これも一つの大きな成果。ところが、熱心な町村というのは、グループが終わって、別途に行っているんですよ、別途に行っている。ここですよ、問題は。前にちょっと前回にも言いましたように、特別交付税の問題も言いましたけれどもね、いかに自分くで努力できるかと、こういうことなんです。是非とも町長、個別で国土交通省へさっさと入っていけるような人間関係を構築してやりましょうや。そして、そういうことで、今まで遅れていた直轄砂防とか、そういうものの範囲を広げていこうではありませんか。是非お願いします。これは非常に重要なことです。

それと、ちなみにですけれども、時間がないから言われんけれども、この間、6月に言

いましたときに、特別交付税をできるだけ持ってきましょうねというような質問をしていたんですが、徳島の話、ちょうどしました、覚えていますね。徳島。あの3町がこの9月で県を訴えましたよ。提訴しました。特別交付税が他よりも少なかったと。これいかにだから重要かということなんですよ、この財源が。だから、我々は努力をせなあかんということを申し上げたところであります。是非とも、そういうことも踏まえて頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、これはまちづくり、何回も出ましたんで、さらっといきますけれども、まず新庁舎を完成した後のまちづくり、これはもう次の時代を見据えたまちづくりを考えていかないかん。町長はしきりに市街地ということを中心にしていきますけれども、市街地も大事です、ここを抜けたら何だからということで。しかしもうそうじゃなくて、本山町全体を見たまちづくり。

前に、何年前か、10年ぐらい前かな、本山町で、コンパクトシティーのまちづくりということで青写真を描いたことがあります。それをもう一回この庁舎ができた後、まちづくりということで青写真をつくらうじゃないですか。あのときには福祉ゾーンであったり、文教ゾーンであったり、それから農業ゾーンであったり、ゾーン、ゾーンを決めてこういうふうやって、ああ、なるほど、こういう形にしたらいいのかなということでやりましたけれども、それまで言われたコンパクトシティーとかタウンとかいうのは、一極集中になりがちだったんですよ。ところが最近、この間、言うたように、コンパクトビレッジという形にすれば、周辺も大事にしながらコンパクトなまちづくりをしていくと、こういう発想になってきましたんで、今言ったゾーンをそれぞれ設け、それからそれぞれの集落は集落で大事にしていくということが出来るわけ。これを一回ワークショップみたいな形で、住民の皆さんの声も聞きながら、これはここにしたらどうだろうかというふうな形での構想を、一遍練る機会をつくっていただいたらどうかな、というふうに思います。

庁舎完成後の次世代のまちづくりの構想、青写真の作成、こういうことについて大原文学館や、それから住宅政策、今言ったゾーンの設定と含めて、ご検討いただきたいと思いますが、それについての町長の所見を伺います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

私の、まだスマートシティーという、コンパクトシティーですか、の考えについては少し古いところがございます、やはり公共施設や商業施設、住宅など、一定のエリアに集約するというので、医療や福祉や防災とか生活環境の向上という、それからこのスマートシティーということは、行政コストの抑制というふうなことも昔の中ではありました。

今のご質問では、そういったまちづくりではなくて、本山町全体をどういうふうに見ていくのか、ゾーン化していくのかというお話であったというふうに思います。棚田地域もあれば、文教施設が集中するところもある、生活空間のところもあるとか、そういったも

のを青写真をつくっていったらどうかということについては、ああ、なるほどなというふうに今、お聞きしたところでございます。そういった青写真という形をどういうふうに進めていくのかもございますけれども、やはり新庁舎ができた後のまちづくりについて、そういうことも検討していかなければならないというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） それでは、1番目の大項目については終わりました、2番目、安心・安全なまちづくりについて、時間がないですから早口でいきます。

令和2年から6年度までの間に緊急浚渫推進事業債という特別な起債が県から示されておりまして、これは国土交通省とか農林水産省とかいろいろな省庁が一緒になった形で行う事業なんですけれども、これ建設課長にも前にお話ししましたように、町内を流れる小河川とか、それから、ある程度大きな河川でもいいわけですが、浚渫したことによって大雨なんかが発生したときに、浚渫を行った場合に水位が下がるために浸水が防げるということから、あそこの高知屋さんのところとか、それから野々田川とか、こういう小河川も含めて、浚渫の調査をしたらどうかという提案も申し上げましたら、答弁では早速してみますという言われたんですが、この事業は6年までしかないのです、ぜひともお願いしたいと。

あそこの旧大橋のところへ行ってみますと、野々田川の周辺の草が全部河川の上へ覆いかぶさっていますね。あれはもう絶対増水のもとになる、増水したときに浸水のもとになると言われている現象ですので、ぜひともあの周辺も、これ起債でやれるということなんで、ぜひとも目を通していただいて、調査の上、対応していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 10番、岩本誠生議員の一般質問に対しまして、町長の補足説明をさせていただきます。

緊急浚渫推進事業債、議員のおっしゃるとおり、大変有利な起債ということでもあります。河川の浚渫のみならず、ダムや砂防堰堤など大規模な浚渫工事にも活用されております。河川水位の上昇が懸念されていますので、汗見川など、県管理の河川にも土木事務所のほうに、ひょっと浚渫、この事業でやっていただけないかというふうな相談もしたこともございます。町内の谷や小河川は、梅雨や台風時に大雨が降って、そのせいで急な増水や土砂崩れが起き、流された土砂が河川内にとどまってしまうことが多くあります。これは町内でもよく見かけるところであります。一定の制限がありますけれども、浚渫債を活用して土砂を取り除くことにより、災害を未然に防ぐことができるものであります。

水害対策としては土砂の取り除きも有効であります。市街地の排水路の修繕等も以前より継続して検討を続けております。残念ながら排水路修繕につきましては補助事業は該当しないということで、別途起債があるようですので、活用できればそれも活用して対策

をしていきたいと考えております。県担当課とも相談をさせてもらっておりますが、まだ11月とかに要望の受付期間があるようですので、必要な調査を進めていくように考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひとも、調査を行いますと言った以上は行ってください。

この件については以上にします。

次に、昨年の5月20日から避難に対する避難指示とか避難勧告というようなことが整理をされまして、避難指示で必ず避難をしなければいけないということに切り替わったことは、もう広報等でご案内のとおりであります。

これは、非常に分かりにくかったんですね、今まで。今度、変わったけれども、本当に分かりやすくなったかというところでもないんですけれどもね。非常に理解にしにくい面があって、住民に浸透しにくい、こう言われています。私も防災士として、この関係についてはかなり関知、関与してきましたけれども、どうしてもなかなか避難指示によって全員安全な場所に避難させるということが実現できるかどうかについては、ものすごい疑問を持っています。できない。どうするかということなんです。

これは避難指示を出すときの、県なんかそうだけれども、どこそこの地域、何万人が避難をしますと、避難命令、指示が出ましたというけれども、その人たちはどこへ行ったんだろうかというふうに解釈をした。本山町でも避難指示が出ました、どこへ行ったんやら分からん。だから、こういうことを明確にするために、避難指示を出したときは、全町に出してもいいですよ、避難指示を出したと。ポイント、ポイントで避難指示を出すという、この地区防災計画、これこの間、本町の主催で自主防災の協議会をやったときに、私、ちょうど防災・減災アドバイザーとして呼ばれて、皆さんにお話をしたんですけれども、この地区防災計画の中に、ハザードマップに基づく危険地域を明示をしたもので、その周辺におるAさん、Bさん、Cさんは、こういう災害のときには必ず逃げてもらわないかんという人を設定をすると、地区防災計画の中で。そして、町から全体へ出したと同時に、こういう災害のときはA地区、B地区、C地区のあそこへは必ず連絡をして、あの周辺の人たちの避難をさせるということを徹底させる。こうすることによって、より効果的な避難ができるんじゃないかというふうに思われます。

この緊急安全確保という状態までいうことは、とても身動きできんという状態になりますんでね。これ、避難指示で全部、もう安全なところへ避難しなさいということですから、これまでに高齢者の避難も、それから、一般の人の避難も済ませておかないかん。それなんか全部、この地区防災計画の中に盛り込むことによってスムーズにできというふうに言われています。総務課長からは当日、積極的にこれ、自主防災組織のほうで作成するように取り組みますということも言われておりました。

町長、ぜひこれ本町的に取り組んで、地域でこれをぜひ徹底していただきたい。これを



徹底することによって、一人でも犠牲者を出さない、災害に対して命を失わない避難指示が私はできるんじゃないかというふうに思います。これについての対応をお聞きします。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、ご指摘いただきました地区防災計画について取り組んでまいります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それで、地区防災計画に基づいて、まだつくっていないところが出てくるかも分からんから、ハザードマップに基づいて、ポイント的に本町の災害対策本部からダイレクトに、あそこここは危ない、ハザードマップに基づいて避難させてくださいということをポイント的に指示をできるような体制をつくるということも重要なことですから、これもお含みおきをいただきたいと思います。

町長はそういうことでやるということですから、次へ進みます。

次は、これは何人も出てきました、新型コロナの感染症の問題ですけれども、これ、町長全数把握の見直しとかいうふうなことも出ていますけれども、個人的に私は全数把握を見直して、重症、中等症ぐらいしか発表しなくなってくると、これちょっとまずいんじゃないかなと、個人的な意見を持っています。やっぱり軽症者もおることによって、警戒をしていく、こんなにも軽症者がおる。軽症だからその軽症者から感染したのが軽症だとは限らないわけですから。これ、政府がこういうふうなことを言っていますけれども、専門家も言っていますけれども、どうもこれ疑問に思うんです。しかし、これは国がやると言えばそうなると思うんですけれども、これよっぽど気をつけておかんと、数字に惑わされると危険性がありますので、これちょっと気をつけておきたいことなんです。

そこで、これまで本町でニュースなんかで、本山町何人、土佐町何人と出ていますけれども、総数は一回も我々聞いたことない。今まで本山町、何人、一体コロナの感染症の人がおったのか。それを何か数字的に把握しておれば、ぜひとも知らせていただいたら、我々の参考になるかなと思いますので、お願いします。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

本町における感染者総数は8月末時点で362名を数えております。このうち約半数が今月8月に感染したという報告をいただいております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございました。

362名ということは、人口から考えたら1割強ということですか。これ、全国的に見て、まずまずかなという数字かなと思いますけれどもね。高知県はしかし、結構感染者数

では全国で7位ぐらいずっと来ておりましたので、結構上のほうにおりましたので、本町としては少ないかなと思うけれども、362で1割いうたら、しかし考えてみれば、人口の割には1割いますけれども、しょっちゅう新聞に載っているから、みんな警戒心は持ったと思いますけれどもね。この数字を分かっただけでも、我々は今後、それに対する対応ができるかなと。確かに最近、近所にいなかった人が近所でもコロナで養生しようという人が出てきましたので、かなり近所に増えたかなという印象はありました。362名ということでよく分かりました。ありがとうございました。

それでは、2番目の安心・安全のまちづくりはこれで置きまして、福祉関係等についてを最後に質問をしたいと思います。

これも同僚議員が再三、もうお話が出ました。いろいろの物価の高騰、それから、燃料の高騰、その他で、様々な形で今、住民の生活が厳しくなっている。だから、何とかせないかんということで、県のほうも緊急対策を打ち出して、町にもいろいろの情報が流れてきていると思います。私もここへ県から頂いた資料がどっさりあります。様々な緊急措置を対応するというので情報をいただいておりますけれども、一番、やっぱりこたえるのが高齢者なんです、高齢者。

今日の質問の中でも高齢者の人が非常に厳しいんだと。年金が0.4%も減額され、逆に物価がどんどん上がる。今度、もう秋には目白押しなんです、物価の高騰が。それへ持ってきて、様々な電気料が上がったり色々することによって、もうとにかく年金では賄い切れないという人たちが増えてきておる。それをどういうふうに救済していくかということで、各それぞれ町村では現金で給付したりいうふうなことをやっている。もう本町もそういうことを町長は腹の中では当然考えているであろうというふうに予測はされます。何か救済措置を考えないかん。よその町村もやるようやけ、何かせないかん、こういうふうにお考えだと思いますけれども、こういうのを早く、できるだけの時期を見て、ぱっとタイムリーにやるのが重要なというふうに思います。

しかし、それだけでは一時しのぎなんです。それで、高齢者にやっぱり仕事を与えてあげるといふことをも考えていかならん。高齢者は働く必要はないというのは昔の話。最近が高齢になったらますます働かないかんという時代になってきておる。そのためには、力仕事はできないけれども、これだったらできるというふうなことがあるわけでありますので、今一番注目されているのは、薬草なんですね。

この前、ウツボグサというような話が新聞に出ておりましたね。腎臓だとかああいうのに効くということで、今ブームになって、あれが、ウツボグサという薬草がどんどん売れている。これは県内だったと思うんですが。それから、オオバコとかね、それから、ドクダミ。このドクダミは、実は徳島の薬科大が非常に注目している。こちらの山が、北山のほうの山側にあるドクダミは非常に効能がええというて、専門誌にも発表されておった時期があるんです。だから、ああいうものも薬草として収集したり栽培したりすることによって、高齢者の収入源になる。徳島では何か葉っぱをやった町もありますね。もう有名に

なってしまった町も。何か高齢者にもそういう収入源を得るものを見つけてあげる、行政としても努力してあげるということが必要じゃないかというふうに思いますが、高齢者の就労できる、そういうものを創出すべきであるというふうに思いますが、町長のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ただいまの質問に対しまして答弁をいたします。

ご指摘のとおり、後期高齢者医療保険料のアップや、一定以上所得のある人の医療費の自己負担割合の引上げ等も実施しておりますし、また昨今の物価高等により、高齢者の皆様の生活を非常に圧迫しているということは、もう現実でございます。

働く意欲がある方々の働く場をという点では、シルバー人材センターでそれぞれお持ちの技術を生かしていただくということも一つですが、産業振興政策の中で創出することも重要であります。本町の場合は、基幹産業である第一次産業、特に農業による働く場の創出が考えられます。先ほど提案のありました薬草なんかも、その一つだろうというふうに思えます。

農家の皆様では、もう75歳以上でも今現役で、第一線で活躍されている方もおられます。地域産業、産業振興の政策の中でということ、一方ではエフビットなんかでは、収穫作業に募集しても来ないと（「来ない」の声あり）人が足りないというような状況になっております。なかなかハウスの中ですので（「来ないんだ」の声あり）夏場なんかは非常に厳しい作業になるかもしれませんけれども、なかなか人の確保ができないということをお聞きしております。農業以外でも私、この間、いろいろ話を聞きましたが、人が足りないと、本格稼働したらもう少し生産できるのだけれども、人が足りないのでできないと。

需要はあるんですかと言ったら、需要はもう十分あるのに生産ができないという状況もあるということで、そういうこと言えば、マッチングですね、いわゆるそういうところに問題が出ているんじゃないかなというふうに感じます。雇用したいということと、働きたいという、マッチングする手当、やはり民間企業でも募集がありましたら、何らかの形で行政でもそういった募集を、こういうのがあるというようなことをお知らせしていくというようなことも、今後考えていかなくちやならないんじゃないかなというふうに感じております。

以上であります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひ町長そういうことで、今も町長がご認識あったとおり、高齢者の収入源を確保する方策を見つけていただきたいと、我々もまた何らかの努力をして、ご助言その他、提案を申し上げてまいりたいというふうに思えます。

最後なんです、本町の奨学資金の問題についてちょっとお伺いしておきたいと思えます。

本町の奨学資金は貸与制度という形で、貸して返してもらうという制度、それで、中にはボランティアをすれば、その分の何ぼかの分は減額をすると、猶予、免除するとかいうようなこともあるようでありますけれども、今、やっぱり奨学資金だけでは大学へ行っても金が足りないから、帰ってきてボランティアをするよりは、都会でアルバイトをして稼がなきゃいかんというふうな人も多いというふう聞いています。ですから、ぜひとも貸与型から給付型にもう切り替えたらどうか。人材を育てていくためには、非常に給与型の奨学資金は有効であるというふうには私は思いますが、まず、答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）貸与型の奨学金を給付型にしてはどうかという、そして人材育成を図るべきではないかという提案でございますが、調べてみますと、例えば日本学生支援機構、あるいは財団などで実施する制度は、そういった制度も出てきているようでございます。給付型が出てきておるようでございます。

しかしながら、提案もございましたが、現在、40時間ということで奨学金をその学校の正規の就学期間貸与を受けまして、その期間ボランティア活動をすれば、その期間の分が減免になるという制度でございまして、非常にこちらについては40時間、地元へ帰ってきていただくという手間という時間もあるわけなんです、やはり地域に触れるいい機会だというふうにも一方で捉えておりまして、そういう面では、この制度の内容の充実、そういった意見もいただいて、充実と積極的な広報に努めて活用していただくのが現時点ではいいのではないかと考えております。ただ、前段でも言いました、そういった給付型も出てきておりますので、そういった研究も今後も続けていきたいというふうには考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）その貸与型で40時間のボランティアに帰ってきて、免除を受けた人は何人いるんですか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）すみません。数字は手元に持ってきておりませんが、コロナ前は、貸与されておった制度に、要件に合う子どもさんは、生徒の方は帰ってこられて、その対象になっていたということでございます。また、本年度は受入れができますので、全員の方がそういった活動をしていただくという予定になっております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）減免というのは40時間で1年分が減免になるの。返ってきた年が減免で、それで4年大学であれば4回帰ってきたら、全額が減免になると、こういうやり方ですか。それを利用している人がほとんどいるということですね。帰ってこないとか、それはもう帰ってこられないとか、それは条件はないわけですね、帰ってこられなかった

らもう払ってもらおうということだけであって、例えばコロナだから帰ってこられなかったというような場合にも、それはやはり減免の対象にはならないと、こういうことなんですかね。

そこらあたり、ここ数年の間はそういうこともあったかも分かりませんが、それだから、もうそういうことを除いて給付型にしたらどうかということの提案を申し上げておるわけであって、確かにボランティアをすることによって社会奉仕活動をしたという本人の満足感もあるでしょうし、いろいろメリットはあると思うんですよ。しかし、本当に人材を育てていこうということであれば、そういう金銭的なことを心配せずに勉学に励めるようなふうにするにはどうしたらいいかということも考えてやるべきじゃないかなというふうに思います。夏休みとかそういうものを利用して帰ってこなければいけないということなんで、旅費も要るだろうし、様々な金銭的な出費も出てくるわけでありますので、そこらあたりも今後考えていくべきではないかなという提案でありますので、お含みをいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）この制度には要件もございまして、その要件にかなった貸与、申請をしていただいて、その40時間活動すれば、その1年間の分は減免になるという制度で、そして、コロナのどうしても受入れができないという場合には、その減免につきましては、この要件でそれは減免の対応をしていくという項目も、ここに対応できるように条例でさせていただいているところでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それはよく分かるんですよ。だから、40時間というたら、5日間でしょう、（「はい」の声あり）8時間としても。5日間帰って、ボランティア活動をしなくて減免にならないということなんだから、そういう時間帯をいろいろつくることは、学生も大変なことだろうから、もうぼつぼつ給付体制に、給付型に切り替えたらどうかという提案なんですよ。ご検討いただきたいと。今すぐじゃなくても構わんですから、そういうこともやはり前向きにやって人材を育てていくということも必要じゃないかということをお願いいたします。

以上、一般質問の項目を全て終わりましたので、私の質問は終わりたいと思います。ちょっと時間がありますけれども、あとちょっとまた別の議案もあるようでありますので、以上といたします。

どうもありがとうございました。

○副議長（澤田康雄君）これをもって10番、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 16:41

再開 16:44

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程が大分残っておりますけれども、5時回りますが、条例案ぐらいは済ませておきたいと思いますが、よろしいですか。一般会計の補正予算は、もし時間的にあれば明日ということでございますので、ご協力をお願いします。

~~~~~

日程第2．議案第62号 本山町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第62号 本山町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）大体何名ぐらい見込まれておるとか、やっぱりこれ、毎年度が何名かずつ該当もあることでやっておるとは思われますが、伺います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）これは申請に基づいて認めるものでありまして、先ほど申しました、配偶者の方が外国と一緒にいきたいということが起こった場合、その申請に基づいて任命権者がそのときの事情、あるいは勤務の状態等を考慮して認めるかどうかになりますので、何名ということは今の現在はないです。申請に基づいての処理になります。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）これは、本町の職員が外国勤務の場合の給料とか、どんな状態になるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）外国勤務かな、これ。（「いや、違います」の声あり）違うやろ。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）これ、町の職員が外国へ勤務するということではなくて、町の職員の配偶者が外国で勤務する場合に同行するということで、休暇を認めるということでございます。こういった制度は全国的にも取り入れられておりますので、本山町もこういう制度があるということで、職員募集なんかをしたときにこういう制度もあるんですよということです。ただ、今までのこの何十年間でそういうケースは、私の記憶の中ではござい

せんけれども、制度をつくっておくというふうにご理解していただければよろしいかと思  
います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今、給与ということが出ましたので、なお参考のために申し上げ  
ますと、配偶者同行休業期間中の給与は支給をされません。ただ、共済組合法に係る組合  
には加入ができますので、適用を受けますので、掛金を支払えば継続されるということに  
なります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、討論を行います。

申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第62号 本山町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての採決を行  
います。

この表決は起立によって行います。

議案第62号 本山町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のと  
おり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第62号 本山町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、  
原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 議案第63号 本山町職員の修学部分休業及び自己啓発等休業に関する条例の  
制定について

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第63号 本山町職員の修業部分休業及び自己啓発  
等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ちょっと質問したいんですが、これにおいて何らかの成果があった

というふうな形、例えば、こういう課程を修了しましたとか、そういう成果がなければ、はっきり言って、なかなか一般企業からいうと、非常に恵まれ過ぎるというふうに感じるんですが、そのところはどう思われますか。大学へ行って勉強して、それなりの成果というのがあるはずなんですけれども。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）やはり大学へ行っていろんな法律なんかも学んだりとかいうのは、業務に必ず役立ちますし、海外へ出ていろんな活動に参加すると、やっぱり外の世界を見てくるというのは、私は非常に人間が一回りも二回りも大きくなるというふうに感じております。そういうことを期待をしたいと思います、この条例によって。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）町長も5年間、ボランティアで行かれましたよね。（「ボランティアやないけれども」の声あり）実際に東北のほうに行かれたということをお聞きしておりますけれども、これとは違うと思いますけれども、やはりそれなりにやっぱり自分がやったということを感じてこられたと思うんです。そういったふうな形のもを発表できるような形にしておくと、やっぱり2年間、むやむやという形になってしまったらもったいないんで、そういうふうなことを町のほうに報告できる体制はつくっておいてほしいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ありがとうございます。5年間、行ってきて、私は全国から集まっておりましたので、全国に仲間ができました。それも非常に貴重な、自分の一生にとって非常に大事な仲間ができました。あわせて、やはり帰ってきたときに、そのことを皆さんに、例えば、事前の復興計画の問題とか被災後の職員体制の問題とか、命を守るということについて、やはり伝える必要性が私はあると思っていて、そういうことをしようというふうにも思っていたんですが、今こういうことをやっておりますので、なかなかそういう機会もないですけれども、機会に触れてはいろんなところでそういう話をさせてもらっております。

こういう研修制度を活用した場合には、帰ってきたときには、その成果を報告する場を持つとかいうことをしなければならぬというふうに私も思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）白石議員の非常に有効な提案だと思います。実は本山町の役場には職員研修委員会という制度がありまして、これは職員自らが研修を希望し、また講師を呼んで勉強する機会というのを設けております。古い歴史があるんですけれども、職員組合と協働しての取組を進めております。その中で、自治の研修課題については職員自らが自分の言葉で検証をする機会というのを設けておりますし、先だって職員特別研修ということで、北海道浦臼町に研修に職員が行きましたけれども、その報告会もするようにしております。同様に、この制度も該当する職員がおりましたら、帰町後にはそういう報告を



受ける機会を設けていきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）研修、学校とか、国際貢献JICAとか、あると思われませんが、非常にいい研修と思いますが、ただ、やはり本町に職員に余裕がないと、なかなか人手がっぱいのことでは、勉強とか研修に行くということも行けれん場合ができてくるのではないかと思います、やはり職員に余裕があって、やっぱり何人かずつ勉強とか、海外派遣とかできる体制づくりがないと、なかなか行きたい、手を挙げていても業務が回らんけ行けんようなことになったらいかんと思いますが、そういう対応はどのように考えておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。この制度を活用する、活用しないもありますけれども、現在、非常に職員数が確保できていなくて、皆さん、苦勞していただいております。これは、きちんと、過去の三位一体の改革のときに、何年間かは非常に財政状況が厳しい中で、職員採用できなかつた期間が何年か、五、六年あつたと思います。だから、今ちょうど採用できていないところが中堅の職員になってきているんじゃないかなということで、そういう意味でも、なかなか職員にいろいろと苦勞をしていただいております。職員の確保については十分考えて採用していきたいと、確保していきたいというふうに、これは研修、この制度を使う、使わない関係なく、職員の確保については取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）1点お伺いします。

制度としては非常によろしいんですが、この休業中の職員は、役場の定数の中の員数の中に含めるのか、員数の外に置くのか、現在、先ほど町長が言われた非常に人のやりくりが厳しい状況で、自己啓発で行くのは非常にいいことだと思いますが、その部分、員数の中に入っていたら、残された職員の負担が非常に重くなると思いますが、その点、お伺いたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員にお答えいたします。

休業という扱いになりますので、定数には含めるということになります。その間は休業中ということになります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）すぐということはないんですが、積極的に役場職員の方が、配偶者同行休業、奥さんが海外の大学の先生で一緒に行きたいとか、例えば、JICAに行き

たいとかいう職員がいた場合におきまして、その場合に、本山町の定数の見直しを行うのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）それを見越しての定数の変更というのは、現状では考えておりません。ただ、業務を見て、その必要性がある場合には、将来考えることはあるかもしれませんが、この制度を見越して定数を考えるということは、今のところ考えておりません。

○9番（吉川裕三君）はい、了解しました。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ないです」の声あり）討論なしと認めます。

議案第63号 本山町職員の修学部分休業及び自己啓発等休業に関する条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第63号 本山町職員の修学部分休業及び自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

したがって、議案第63号 本山町職員の修学部分休業及び自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第4．議案第64号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第64号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）育児休暇等、休暇取得する方は長期にわたると思うんですけども、今、本山小学校でも、教員の方が今年復帰されてきた先生がおられるとお聞きしております。復帰される前に、やはり郵便局なんかでも事前に復帰するときのための知識、そうい

ったものを事前に学んでもらうという期間を取ります。また、復帰されてからも、しばらくの間はその勤務に対していろいろな勤務時間を削減したり、いろいろなことをやりながら、職場のことに慣れていってもらおうというふうな、体調を整えていっていただくというような方法も取っております。そういったふうなこと、育児休暇中のやっぱり条例改正とか、そういったものに対しての情報、現場として働く者としたら、どういうふうに変わっていった、どういうふうに変わっておるということを知って復帰したいというのもあると思うんで、そういうふうな情報提供を常に行ってほしいというようなこと思うものですが、どう思われますか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）非常に大事な提案だと思います。日々変わると言うたらあれですけども、制度が変わった部分も当然生じてくるので、こういうふうに変わりましたというのは、丁寧に復帰される職員の方には説明していかなければならないと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

議案第64号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第64号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第64号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第5. 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第65号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）詳しいご説明もいただいたところなのですが、最近、迷子になった犬、マイクロチップとかそういうもので性別、所有者等を限定づけるというようなことで、いろいろなことでなされていると思われま。さて、どうでしょう。告知端末で再々マナーについて放送されております。糞の始末とか、そういうふうなことでいろいろと再々啓発されておるんですが、犬の登録というのは増えるんでしょうか。どんな状況なんですか。今現在、どのくらい登録が町内でされておるものか、その現況をちょっと教えていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

現在の犬の登録件数は、現時点で224頭でございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。224頭。この議案に対するやつだよね。（「ええ、そうです」の声あり）どうぞ。

○6番（上地信男君）それは増える傾向にあるんですか。言ったら、最近増える傾向にあるんですか。224頭。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）増加傾向にあるか、減少傾向にあるかについては、ちょっと過去の数値を把握しておりませんので、ただ、人口減等にもよりますので、昔からいうと減少しているのではないかとおれま。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めま。

議案第65号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行いま。

議案第65号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めま。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第65号 本山町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議ないようでありますので、本日はこれで延会することに決定をいたしました。本日はこれにて延会しま。

お疲れさまでした。

午後 5時20分 延会